

令和6年度

八千代市応急医療救護対策会議資料

3 報告事項

- | | |
|---|----|
| (1) 応急医療救護所（1次救護所）の見直し状況・・・・・・・・・・ | 1 |
| (2) 応急医療救護所（1次救護所）の案内表示設置事業・・・・・・・・ | 18 |
| (3) 循環型備蓄医薬品等の再整備関連の状況・・・・・・・・・・ | 21 |
| (4) 応急医療救護活動マニュアル等の見直し・・・・・・・・・・ | 44 |
| (5) 千葉県柔道整復師会との災害時等の応急救護活動に関する協定の締結・・・・・・・・ | 46 |
| (6) 災害時の応急医療救護活動に関する協定及び覚書への意見照会結果等について・・ | 51 |

令和7年1月20日（月）

(1) 応急医療救護所（1次救護所）の見直し状況

●八千代市地域防災計画上の位置付け修正

- ・令和6年7月30日…第1回防災会議（修正方針の審議）
- ・令和6年12月18日～令和7年1月17日…パブリックコメント

現在	修正素案																
<table><tr><th>1 次救護所</th></tr><tr><td>ア 東京女子医科大学八千代医療センター</td></tr><tr><td>イ 島田台病院</td></tr><tr><td>ウ セントマーガレット病院</td></tr><tr><td>エ 勝田台病院</td></tr><tr><td>オ 新八千代病院</td></tr><tr><td>カ メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科</td></tr><tr><td>キ おかざき外科クリニック</td></tr></table>	1 次救護所	ア 東京女子医科大学八千代医療センター	イ 島田台病院	ウ セントマーガレット病院	エ 勝田台病院	オ 新八千代病院	カ メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科	キ おかざき外科クリニック	<table><tr><th>1 次救護所</th></tr><tr><td>ア 東京女子医科大学<u>附属</u>八千代医療センター</td></tr><tr><td>イ 島田台<u>総合</u>病院</td></tr><tr><td>ウ セントマーガレット病院</td></tr><tr><td>エ 勝田台病院</td></tr><tr><td>オ 新八千代病院</td></tr><tr><td>カ <u>八千代台東小学校</u></td></tr><tr><td>キ <u>西高津小学校</u></td></tr></table>	1 次救護所	ア 東京女子医科大学 <u>附属</u> 八千代医療センター	イ 島田台 <u>総合</u> 病院	ウ セントマーガレット病院	エ 勝田台病院	オ 新八千代病院	カ <u>八千代台東小学校</u>	キ <u>西高津小学校</u>
1 次救護所																	
ア 東京女子医科大学八千代医療センター																	
イ 島田台病院																	
ウ セントマーガレット病院																	
エ 勝田台病院																	
オ 新八千代病院																	
カ メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科																	
キ おかざき外科クリニック																	
1 次救護所																	
ア 東京女子医科大学 <u>附属</u> 八千代医療センター																	
イ 島田台 <u>総合</u> 病院																	
ウ セントマーガレット病院																	
エ 勝田台病院																	
オ 新八千代病院																	
カ <u>八千代台東小学校</u>																	
キ <u>西高津小学校</u>																	

- ・令和7年2月…第2回防災会議（最終案の審議）
- ・令和7年3月…地域防災計画の確定・公表，県への報告

●救護所の見直しに伴う備品の整備状況

No.	物資名	数量	使用場所	八千代台東小	西高津小
1	テント（小）	1 張	救護所運営	○	○
2	テント（大）	1 張	救護所	○	○
3	蓄電池	1 台		○	○
4	発電機	1 台		○	－
5	投光器	2 台		○	○
上記の他、令和6年度内に整備を検討している備品					
6	救護所運営用ランタン	1 式	救護所運営	○	○
7	災害用敷マット	1 式	救護所	○	○
8	簡易ベッド	2 台		○	○
9	血圧計	1 台		○	○
10	聴診器	2 個		○	○
11	ブルーシート（大）	2 枚		○	○
12	コードリール	2 台	救護所・救護所運営	○	○
13	事務用品	1 式	救護所運営	○	○

【救護所テントイメージ】

八千代台東小学校（エアーテント）



西高津小学校（ワンタッチテント）



●学校への救護所の位置付け時期… 3月（テント・蓄電池等の納品後）

●現在の救護所開設マニュアル（案）

応急医療救護所開設マニュアル【八千代台東小学校版】

1. 目的

このマニュアルは、八千代市地域防災計画の規定に基づき、応急医療救護所（以下「救護所」といいます。）を 八千代台東小学校 に開設する際の開設手順等を示したものです。開設にあたっては、施設管理者（学校長）及び避難所運営委員会と調整を図りながら、迅速に救護所を立ち上げ、応急医療救護活動マニュアルに基づき、応急医療救護活動を実施します。

2. 救護所の役割（業務内容）

(1) 傷病者の傷害等の程度の判別と優先順位付け（トリアージ※）

※学校救護所では、医療資源に限りがあるため、原則、軽症（緑タグ）及び可能な範囲で中等症（黄タグ）患者の対応のみとし、**中等症～重症（赤タグ）患者は、八千代医療センターを第1候補に他の救護所へ搬送するよう、八千代市応急医療救護本部（八千代医療センター内）に要請します。**

(2) 傷病者の応急処置

(3) 応急医療救護本部への連絡調整

(4) 応急医療救護本部、他の救護所との搬送調整



3. 救護所要員及び役割分担

医師・看護師※ ¹	〇名	救護所の開設、トリアージ、応急処置、搬送調整 ※詳しくは、「 応急医療救護活動マニュアル 」を参照すること。
健康福祉部連絡員※ ²	4-2名	救護所の開設、応急医療救護本部（八千代医療センター内）等との連絡調整（搬送調整含む） ※詳しくは、「 応急医療救護活動職員マニュアル 」及び「 応急医療救護活動マニュアル 」を参照すること。
避難所運営委員会 ※人数が足りない場合に要請	適宜	救護所の開設（補助）

学校救護所を速やかに開設できるように4名へ変更

※¹ 参集する医師・看護師のリストは、あらかじめ医師会において決定し、本人に通知しておくものとします。

※² 参集する連絡員は、あらかじめ市健康福祉部において決定し、本人に通知しておくものとします。

➡参集した医師の中から責任者を選定します。

【責任者】 _____ 医師	救護所における応急医療救護活動（トリアージ・応急処置、搬送調整）の指揮命令権者となります。 【主な役割】 ▶参集した医師・看護師をトリアージポスト、応急処置の各エリアに割り振る ▶応急医療救護本部、医師会本部（八千代医療センター内）との連絡調整（主に搬送調整）
------------------------------	--

★責任者は、あくまで救護所における**応急医療救護活動（トリアージ・応急処置、搬送調整）を統括する立場**であり、学校・避難所運営委員会との調整や、応急医療救護本部への連絡等は、健康福祉部連絡員が中心となって行います。

4. 開設手順

(1) 救護所要員の参集

(平日日中)	(夜間・休日)
【医師・看護師】 所属医療機関での業務を一旦停止し、速やかに指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、医師会に報告し、代替要員の調整をします。 【健康福祉部連絡員】 所属での業務を一旦停止し、所属長に報告の上、公用車等で指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、部内で代替要員の調整をします。 救護所に向かう前、〇〇に立ち寄り、P8 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等を受け取ってから参集します。	【医師・看護師】 自身・家族の安全を確保し、速やかに指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、医師会に報告し、代替要員の調整をします。 【健康福祉部連絡員】 自身・家族の安全を確保してから、速やかに 市役所に参集し、公用車等で指定された 救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、職員連絡メール等でその旨連絡し、部内で代替要員の調整をします。 救護所に向かう前、〇〇に立ち寄り、P8 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等を受け取ってから参集します。

医薬品等の運搬は健康福祉課職員が実施するため削除

(2) 他の救護所要員と合流施設の開設

(平日日中)	(夜間・休日)
参集後、速やかに屋外救護所前 (P6 資料②を参照) で他の救護所要員、または、避難所運営委員会と合流します。	参集後、速やかに屋外救護所前 (P6 資料②を参照) で他の救護所要員 特別非常参集職員・避難所運営委員会と合流し、施設の開設を依頼します。

校門は常に開錠されており、屋外で救護所を開設するため修正

(3) 学校施設の安全確認、救護所の開設可否の確認

避難所運営委員会により、避難所開設にあたっての施設の安全確認が行われるので、救護所の開設についても支障がないか確認します。荒天等で屋外設置が困難な場合は、次に、屋内設置 (P6 資料②を参照) について学校側と調整します。

その後、救護所の開設可否を、デジタルMCA無線等を利用して応急医療救護本部に報告します。

連絡方法	施設名	MCA 無線	NTT 電話
	応急医療救護本部	199	458-6297
	八千代台東小学校(救護所)	758	483-4547

※予備として、避難所の MCA 無線 (八千代台東小 506) も使用可能。その場合は医師会グループに登録されていないため、必ず**個別モード**で通信すること

(4) 物資の運搬

防災倉庫等から救護所に使用する物資 (P3 一覧表を参照) を搬出し、P6 資料②「全体レイアウト (案)」を参考に、必要な使用場所に運びます。

なお、施設の被害状況等に応じ、レイアウトや設置場所は、責任者を中心に協議し、適宜変更してください。

(5) トリアージポスト（応急処置エリア含む）の設置	
運ばれた物資を使用し、P7 資料③「救護所内レイアウト（案）」を参考に、トリアージポスト（応急処置エリア含む）を設置します。	
また、トリアージ後の重症（赤タグ）及び中等症（黄タグ）患者の待機場所として、トリアージポストの近くにシートを敷きます。	
なお、トリアージの結果、死亡群（黒タグ）と判定された方の収容場所について、学校側と協議すること。	
(6) 開設完了報告	
トリアージポスト及び応急処置エリアの設置が完了し、活動を開始できるようになったら、デジタルMCA無線等で応急医療救護本部に開設完了の旨を報告します。	

5. 使用する物資及び保管場所

- ・ **ピンク**…購入が必要なもの ・ **グリーン**…防災倉庫にあるが追加で購入したいもの
- ・ **イエロー**…防災倉庫のものを使わせてもらうもの

No.	物資名	数量	保管場所	使用場所
1	テント（小）	1 張	防災倉庫	受付・本部テント
2	机	6 台	会議室	
3	椅子	10 脚	会議室	
4	簡易担架	1 基	防災倉庫	
5	救護所要員用ビブス	数枚	防災倉庫	
6	事務用品※	1 式	防災倉庫	
7	記録用紙	数枚	防災倉庫	
8	ホワイトボード	1 台	会議室	
9	デジタルMCA無線	1 台	職員室	
10	テント（大）	1 張	防災倉庫	トリアージポスト
11	投光器	2 基	防災倉庫	
12	発電機	1 台	防災倉庫	
13	コードリール	1 台	防災倉庫	
14	毛布	20 枚	防災倉庫	
15	トリアージタグ	100 枚	防災倉庫	トリアージポスト（応急処置エリア）
16	簡易ベッド	1 台	防災倉庫	
17	AED	1 台	体育館・保健室	
18	血圧計	1 台	防災倉庫	
19	聴診器	2 個	防災倉庫	
20	トリアージシート（4色） ブルーシート（大）	1 式	防災倉庫	待機エリア（赤・黄）
21	台車	1 台	防災倉庫	（物資運搬用）

現在の備蓄品
を使用できる
ため購入不要
（ピンクから
変更）

ブルーシ
ート（大）とカ
ラーテープ
で代用でき
るため変更

※事務用品一覧：鉛筆、ボールペン、マジック、粘着テープ、養生テープ、白紙、ハサミ、マグネット、・・・（他に必要な事務用品がないか検討）・・・

6. 医薬品・衛生材料について

八千代市では、応急医療救護活動で使用する医薬品・衛生材料については、各災害医療地区病院（救護所設置病院）にて循環型備蓄方式で備蓄しています。

しかし、学校に設置される救護所の場合は、平常時の診療で使用するしながら循環させることが出来ず、また、学校内での保管場所の確保が難しいことから、当該救護所で使用する分については、**八千代市薬剤センターにて併せて循環**備蓄しています。

したがって、災害時には、**八千代市薬剤センター**からP8の資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等を持ち出し、当該救護所に**運搬搬送**する必要があります。

医薬品等の搬送は、**健康福祉課職員が、健康福祉部連絡員が、市役所から当該救護所に移動する前に、八千代市薬剤センターに立ち寄り、**医薬品等を受け取り**った上で参集することと救護所に運搬**します。

●医薬品衛生材料の保管場所

	救護所種別	保管場所	使用者	持ち出し者
八千代市薬剤師会の協力で八千代市薬剤センターで保管していただけることとなりました。	病院設置型	各病院（循環型）	活動する医師・看護師等	各病院職員等
	学校設置型	八千代市薬剤センター	活動する医師・看護師等	市職員 （健康福祉課職員） （健康福祉部連絡員）

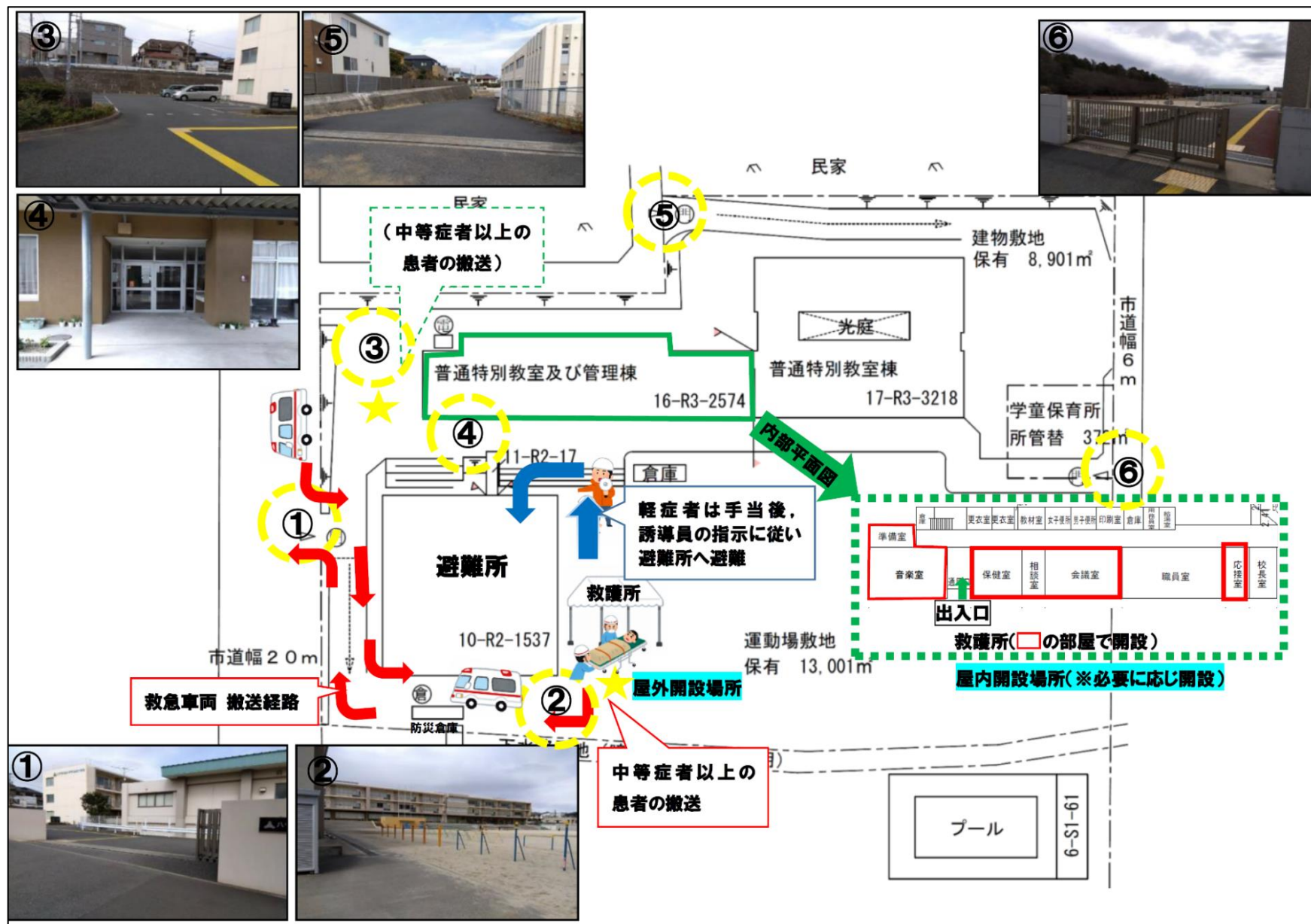
7. 更新履歴

令和7年(2025年) 月 日初版



【資料①】救護所開設場所（案）「人・車両の流れ」

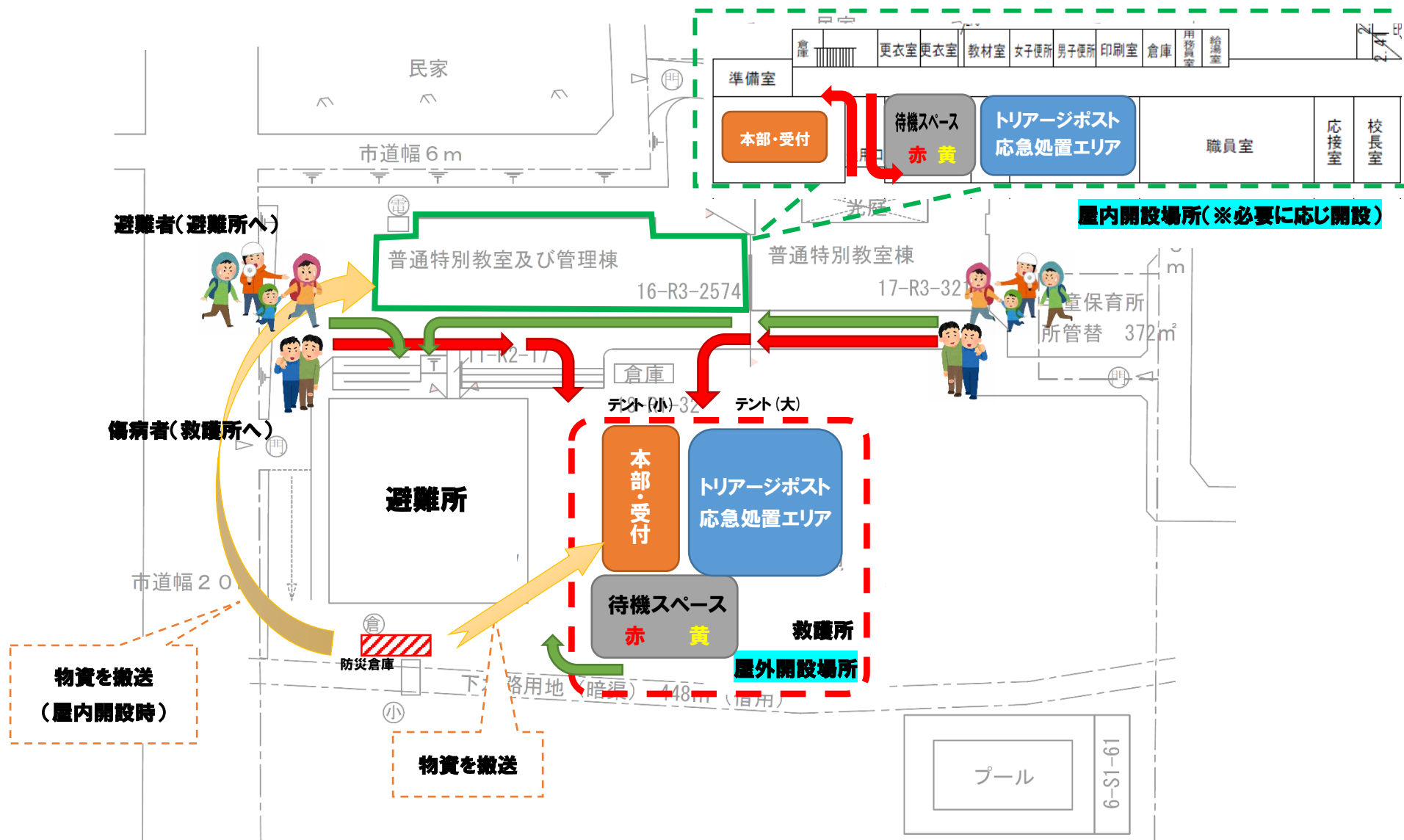
- ・屋外開設場所…基本的な開設場所
- ・屋内開設場所…臨時の開設場所



【資料②】救護所開設場所「全体レイアウト（案）」

※資料①を基に救護所設置をした場合の大まかな配置を示しています。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。

※怪我をしていない避難者の流れと屋外救護所の配置を修正

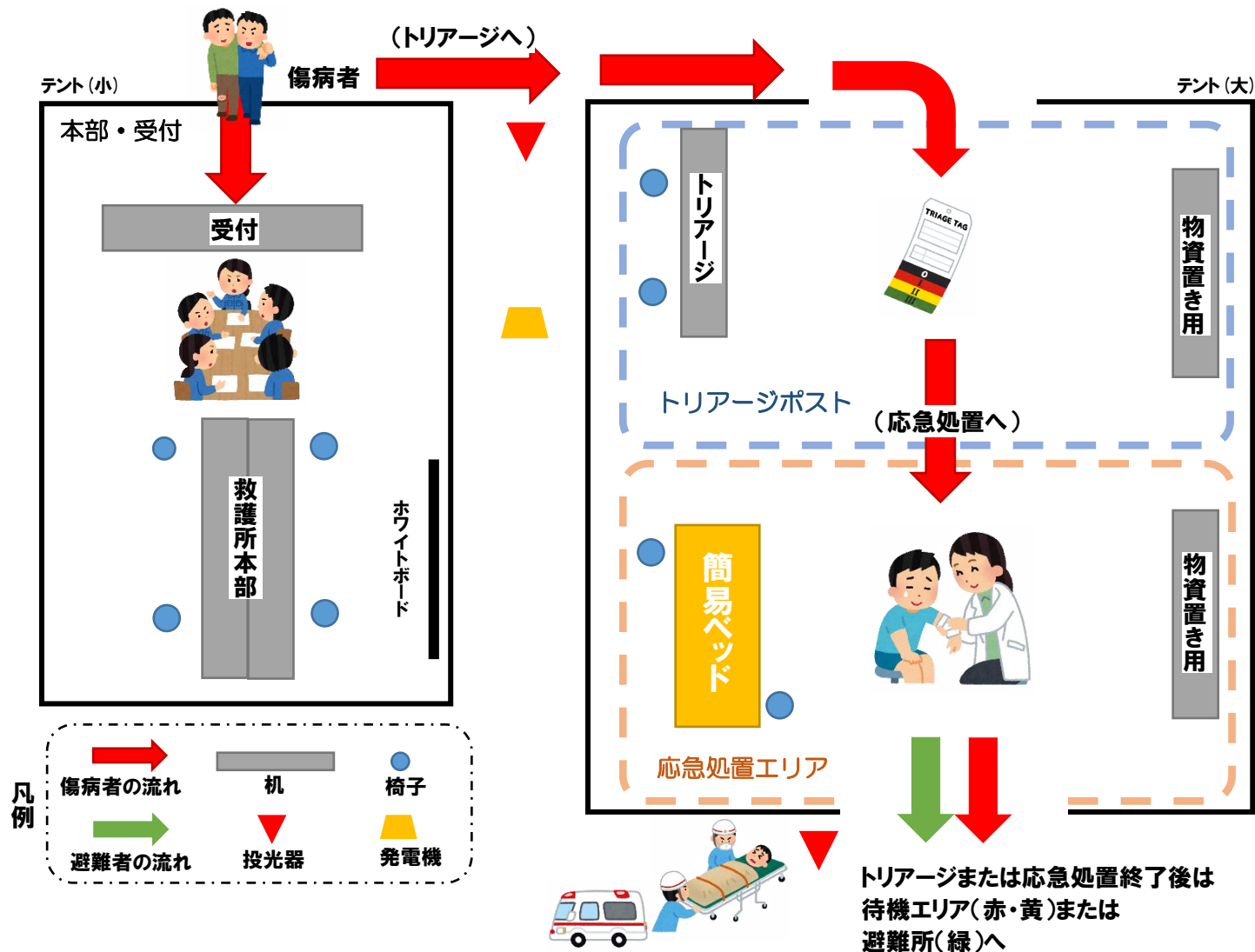


※屋外救護所の配置を修正

【資料③】「救護所内レイアウト（案）」

※屋外設置の場合の例です。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。

※屋内設置の場合は、この案を参考に、空き教室・玄関等に展開してください。



【資料④】医薬品・衛生材料一覧

【医薬品】

No	効能分類 効能	薬品名	規格等	単位数	実数	
1	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg	15ml 1ml×10A	3	30	A
2	局所麻酔剤	カルボカインアンプル 1%	1% 10ml×10A	2	20	A
3		キシロカインポリアンプル 1%	1% 10ml×10A	5	50	A
4	鎮けい剤	ブスコパン注射液 20mg	20mg 1ml×10A	5	50	A
5	強心剤	ネオフィリン注 250mg	2.5% 10ml×10A	1	10	A
6	副腎ホルモン剤	ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml×10A	1	10	A
7		ボスミン注 1mg	0.1% 1ml×20A	2	20	A
8	外皮用殺菌消毒剤	プリビーシー0.02%	プラ 0.02% 500ml×20 本	1	20	本
9	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト 5% 500ml×20 袋	1	20	袋
10		ブドウ糖注 20%	プラ 20% 20ml×50A	1	50	A
11	血液代用剤	ラクテック注	ソフトバッグ 500ml×20	5	100	
12		生理食塩液「ヒカリ」	プラ 500ml×20B	2	40	B
13		生理食塩液「ヒカリ」	プラ 100ml×10B	5	50	B
14		ソリター-T 3号輸液	500ml×20V	5	100	V
15	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	セフメタゾールナトリウム点滴 静注用バッグ 1g「NP」	1g 10 キット	5	50	キット

【衛生材料】

No	効能分類	材料名	規格等	単位数	実数	
1	注射器	シリンジ針付 5ml 21G	SS-05SZ2138×100 本	1	100	本
2		シリンジ針付 10ml 21G	SS-10SZ2138×100 本	1	100	本
3	輸液専用チューブ	テルフュージョン輸液セット	DEHP フリー TI-U750P/50 セット	2	100	セット
4	添え木（副子）	ソフラットシーネ 2（副木）	032043 M サイズ	2	2	
5		ソフラットシーネ 2（副木）	032044 L サイズ	2	2	
6		ソフラットシーネ 2（副木）	032045 LL サイズ	2	2	
7	包帯	メディタイト（包帯）	50mm×4.5m MW050025 ×6 巻	5	30	巻
8		メディタイト（包帯）	75mm×4.5m MW050025 ×6 巻	5	30	巻
9	絆創膏	優肌絆プラスチック（絆創膏）	12mm×7m 24 巻 3511	5	120	巻
10		優肌絆プラスチック（絆創膏）	25mm×7m 12 巻 3512	5	60	巻
11	カット綿	カット綿（脱脂綿）	No. 5 5cmX5cm 500g	2	2	
12	ガーゼ	ステラーゼ滅菌済（滅菌ガーゼ）	7.5×7.5 50 袋 15995	2	100	袋
13	手袋	プラスチックグローブ パウダーフリー（シン）	M サイズ 100 枚	2	200	枚
14		プラスチックグローブ パウダーフリー（シン）	L サイズ 100 枚	2	200	枚
15	手指消毒剤	ゴージョ MHS （手指殺菌・消毒剤）	GJ-S0350 350ml×12 本	0.25	3	本

このマニュアルは、八千代市地域防災計画の規定に基づき、応急医療救護所（以下「救護所」といいます。）を 西高津小学校 に開設する際の開設手順等を示したものです。開設にあたっては、施設管理者（学校長）及び避難所運営委員会と調整を図りながら、迅速に救護所を立ち上げ、応急医療救護活動マニュアルに基づき、応急医療救護活動を実施します。

※学校救護所では、医療資源に限りがあるため、原則、軽症（緑タグ）及び可能な範囲で中等症（黄タグ）患者の対応のみとし、**中等症～重症（赤タグ）患者は、八千代医療センターを第1候補に他の救護所へ搬送するよう、八千代市応急医療救護本部（八千代医療センター内）に要請します。**

- 傷病者の応急処置
- 応急医療救護本部への連絡調整
- 応急医療救護本部、他の救護所との搬送調整



医師・看護師※ ¹	○名	救護所の開設、トリアージ、応急処置、搬送調整 ※詳しくは、「 応急医療救護活動マニュアル 」を参照すること。
健康福祉部連絡員※ ²	4-2名	救護所の開設、応急医療救護本部（八千代医療センター内）等との連絡調整（搬送調整含む） ※詳しくは、「 応急医療救護活動職員マニュアル 」及び「 応急医療救護活動マニュアル 」を参照すること。
避難所運営委員会 ※人数が足りない場合に要請	適宜	救護所の開設（補助）

学校救護所を速やかに開設できるように4名へ変更

※¹ 参集する医師・看護師のリストは、あらかじめ医師会において決定し、本人に通知しておくものとします。

※² 参集する連絡員は、あらかじめ市健康福祉部において決定し、本人に通知しておくものとします。

→参集した医師の中から責任者を選定します。

【責任者】 _____ 医師	救護所における応急医療救護活動（トリアージ・応急処置、搬送調整）の指揮命令権者となります。 【主な役割】 ▶参集した医師・看護師をトリアージポスト、応急処置の各エリアに割り振る ▶応急医療救護本部、医師会本部（八千代医療センター内）との連絡調整（主に搬送調整）
------------------------------	--

★責任者は、あくまで救護所における**応急医療救護活動（トリアージ・応急処置、搬送調整）を統括する立場**であり、学校・避難所運営委員会との調整や、応急医療救護本部への連絡等は、健康福祉部連絡員が中心となって行います。

4. 開設手順

(1) 救護所要員の参集

(平日日中)	(夜間・休日)
【医師・看護師】 所属医療機関での業務を一旦停止し、速やかに指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、医師会に報告し、代替要員の調整をします。 【健康福祉部連絡員】 所属での業務を一旦停止し、所属長に報告の上、公用車等で指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、部内で代替要員の調整をします。 救護所に向かう前、〇〇に立ち寄り、P8 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等を受け取ってから参集します。	【医師・看護師】 自身・家族の安全を確保し、速やかに指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、医師会に報告し、代替要員の調整をします。 【健康福祉部連絡員】 自身・家族の安全を確保してから、速やかに市役所に参集し、公用車等で指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、職員連絡メール等でその旨連絡し、部内で代替要員の調整をします。 救護所に向かう前、〇〇に立ち寄り、P8 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等を受け取ってから参集します。

医薬品等の運搬は健康福祉課職員が実施するため削除

(2) 他の救護所要員と合流、施設の開錠

(平日日中)	(夜間・休日)
参集後、速やかに特別教室棟（屋内救護所）前（P6 資料②を参照）で他の救護所要員、または、避難所運営委員会と合流します。	参集後、速やかに特別教室棟（屋内救護所）前（P6 資料②を参照）で他の救護所要員特別非常参集職員・避難所運営委員会と合流し、施設の開錠を依頼します。

特別教室棟の合鍵を作製する方向であるため、修正
※なお、校門は常に開錠されている。

(3) 学校施設の安全確認、救護所の開設可否の確認

避難所運営委員会により、避難所開設にあたっての施設の安全確認が行われるので、救護所の開設についても支障がないか確認します。倒壊の危険等があり、屋内設置が困難な場合は、次に、屋外設置（P6 資料②を参照）が可能か判断します。

その後、救護所の開設可否を、デジタルMCA無線等を利用して応急医療救護本部に報告します。

連絡方法	施設名	MCA 無線	NTT 電話
	応急医療救護本部	199	458-6297
	西高津小学校(救護所)	757	450-7200

※予備として、避難所の MCA 無線（西高津小 512）も使用可能。その場合は医師会グループに登録されていないため、必ず**個別モード**で通信すること。

(4) 物資の運搬

防災倉庫等から救護所に使用する物資（P3 一覧表を参照）を搬出し、P6 資料②「全体レイアウト（案）」を参考に、必要な使用場所に運びます。

なお、施設の被害状況等に応じ、レイアウトや設置場所は、責任者を中心に協議し、適宜変更してください。

(5) トリアージポスト（応急処置エリア含む）の設置

運ばれた物資を使用し、P7 資料③「救護所内レイアウト（案）」を参考に、トリアージポスト（応急処置エリア含む）を設置します。

また、トリアージ後の重症（赤タグ）及び中等症（黄タグ）患者の待機場所として、トリアージポストの近くにシートを敷きます。

なお、トリアージの結果、死亡群（黒タグ）と判定された方の収容場所について、学校側と協議すること。

(6) 開設完了報告

トリアージポスト及び応急処置エリアの設置が完了し、活動を開始できるようになったら、デジタルMCA無線等で応急医療救護本部に開設完了の旨を報告します。

5. 使用する物資及び保管場所

- ・ **ピンク**…購入が必要なもの ・ **グリーン**…防災倉庫にあるが追加で購入したいもの
- ・ **イエロー**…防災倉庫のものを使わせてもらうもの

No.	物資名	数量	保管場所	使用場所
1	テント（小）	1 張	防災倉庫	受付・本部テント
2	机	6 台	会議室	
3	椅子	10 脚	会議室	
4	簡易担架	1 基	防災倉庫	
5	救護所要員用ビブス	数枚	防災倉庫	
6	事務用品※	1 式	防災倉庫	
7	記録用紙	数枚	防災倉庫	
8	ホワイトボード	1 台	会議室	
9	デジタルMCA無線	1 台	職員室	
10	テント（大）	1 張	防災倉庫	トリアージポスト
11	投光器	2 基	防災倉庫	
12	発電機	1 台	防災倉庫	
13	コードリール	1 台	防災倉庫	
14	毛布	20 枚	防災倉庫	
15	トリアージタグ	100 枚	防災倉庫	トリアージポスト （応急処置エリア）
16	簡易ベッド	1 台	防災倉庫	
17	AED	1 台	体育館・職員室前	
18	血圧計	1 台	防災倉庫	
19	聴診器	2 個	防災倉庫	
20	トリアージシート（4色） ブルーシート（大）	1 式	防災倉庫	待機エリア（赤・黄）
21	台車	1 台	防災倉庫	（物資運搬用）

現在の備蓄品
を使用できる
ため購入不要
（ピンクから
変更）

ブルーシ
ート（大）とカ
ラーテープ
で代用でき
るため変更

※事務用品一覧：鉛筆、ボールペン、マジック、粘着テープ、養生テープ、白紙、ハサミ、マグネット、・・・（他に必要な事務用品がないか検討）・・・

6. 医薬品・衛生材料について

八千代市では、応急医療救護活動で使用する医薬品・衛生材料については、各災害医療地区病院（救護所設置病院）にて循環型備蓄方式で備蓄しています。

しかし、学校に設置される救護所の場合は、平常時の診療で使用するしながら循環させることが出来ず、また、学校内での保管場所の確保が難しいことから、当該救護所で使用する分については、**八千代市薬剤センターにて併せて循環**備蓄しています。

したがって、災害時には、**八千代市薬剤センター**からP8の資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等を持ち出し、当該救護所に**運搬搬送**する必要があります。

医薬品等の搬送は、**健康福祉課職員が、健康福祉部連絡員が、市役所から当該救護所に移動する前に、八千代市薬剤センターに立ち寄り、**医薬品等を受け取り**った上で参集することと救護所に運搬**します。

●医薬品衛生材料の保管場所

	救護所種別	保管場所	使用者	持ち出し者
八千代市薬剤師会の協力で八千代市薬剤センターで保管していただけることとなりました。	病院設置型	各病院（循環型）	活動する医師・看護師等	各病院職員等
	学校設置型	八千代市薬剤センター	活動する医師・看護師等	市職員 （健康福祉課職員） （健康福祉部連絡員）

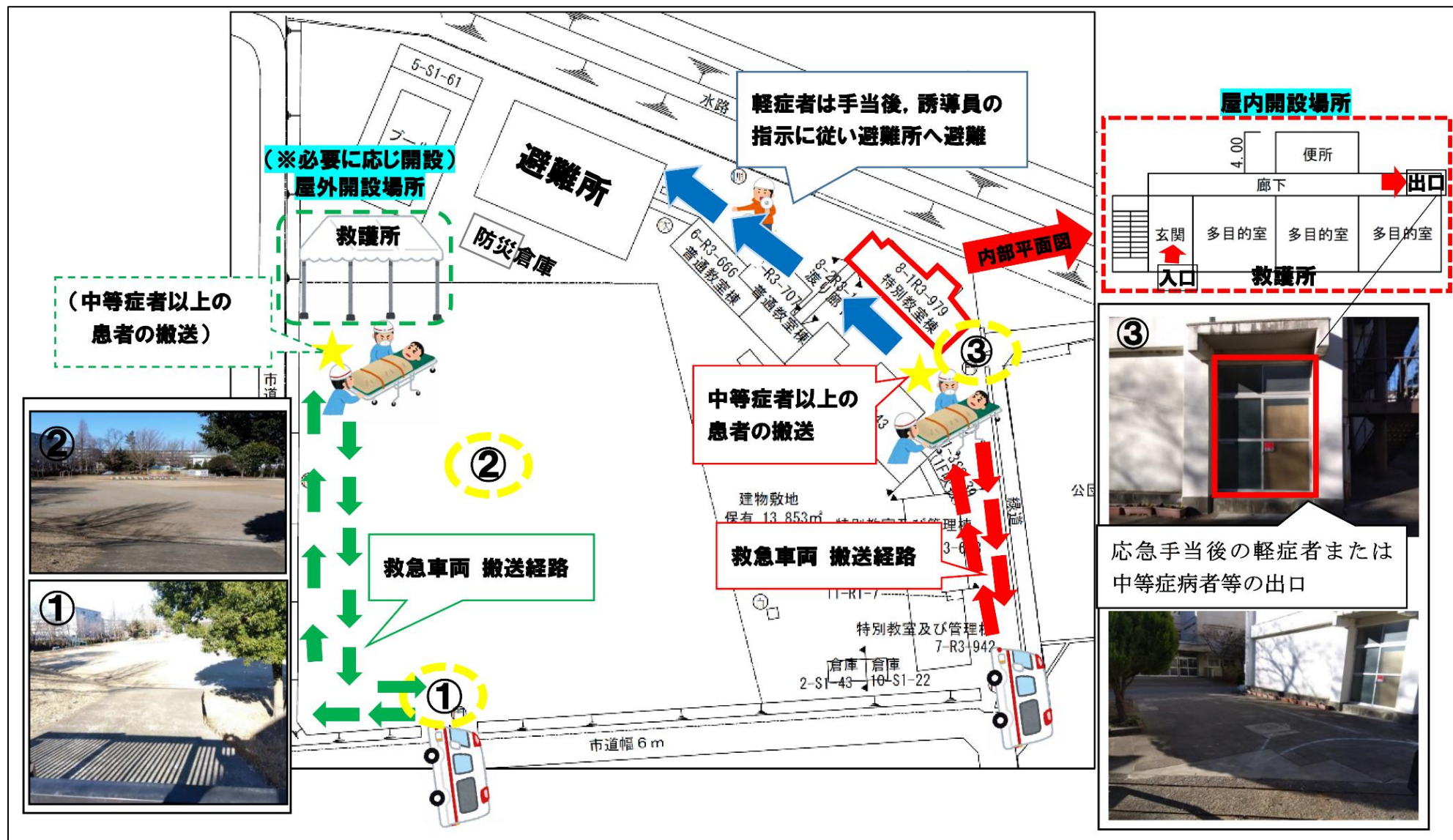
7. 更新履歴

令和7年(2025年) 月 日初版



【資料①】救護所開設場所（案）「人・車両の流れ」

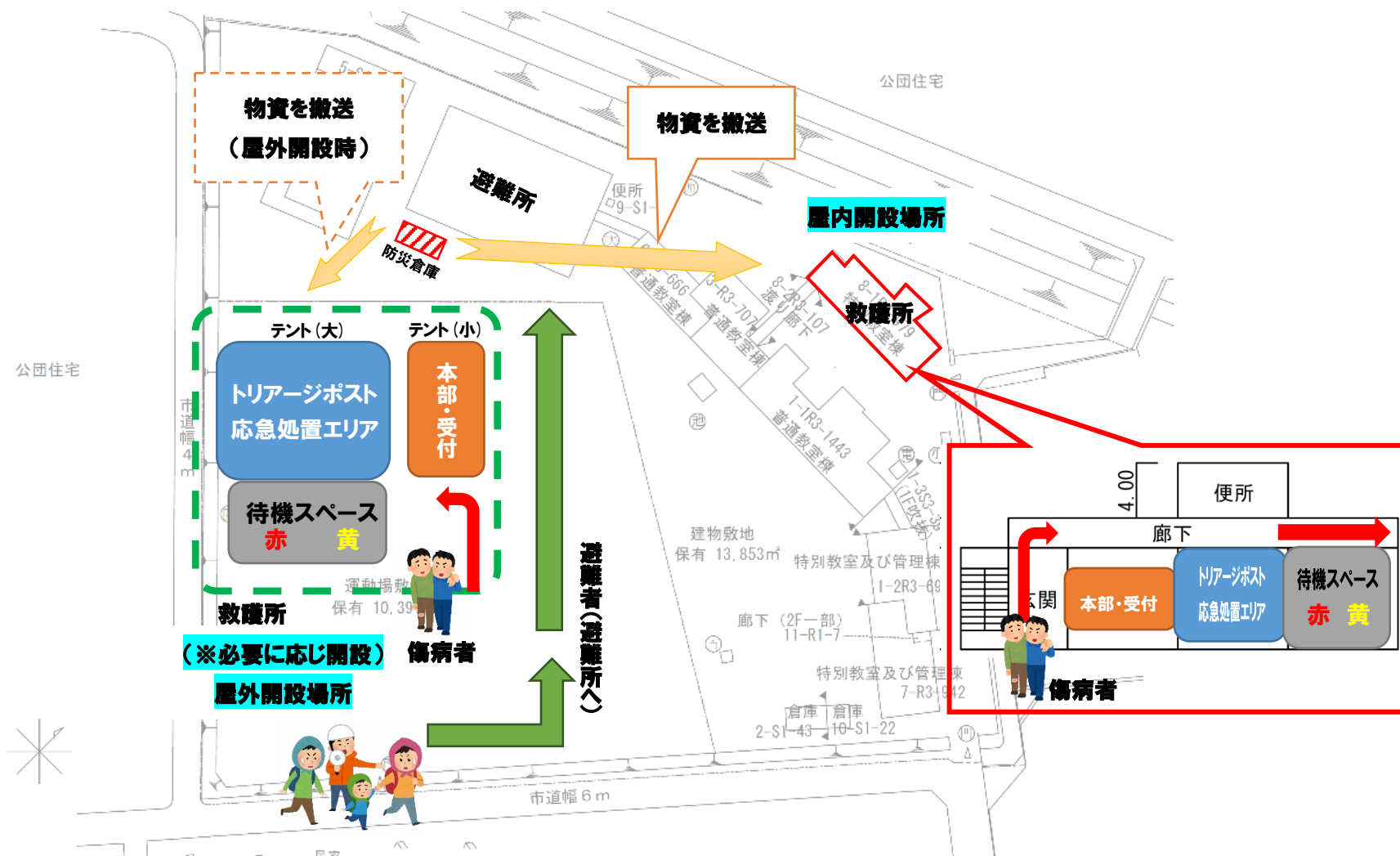
・屋内開設場所…基本的な開設場所 ・屋外開設場所…臨時の開設場所



※屋外救護所の配置を修正

【資料②】救護所開設場所「全体レイアウト（案）」

※資料①を基に救護所設置をした場合の大まかな配置を示しています。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。

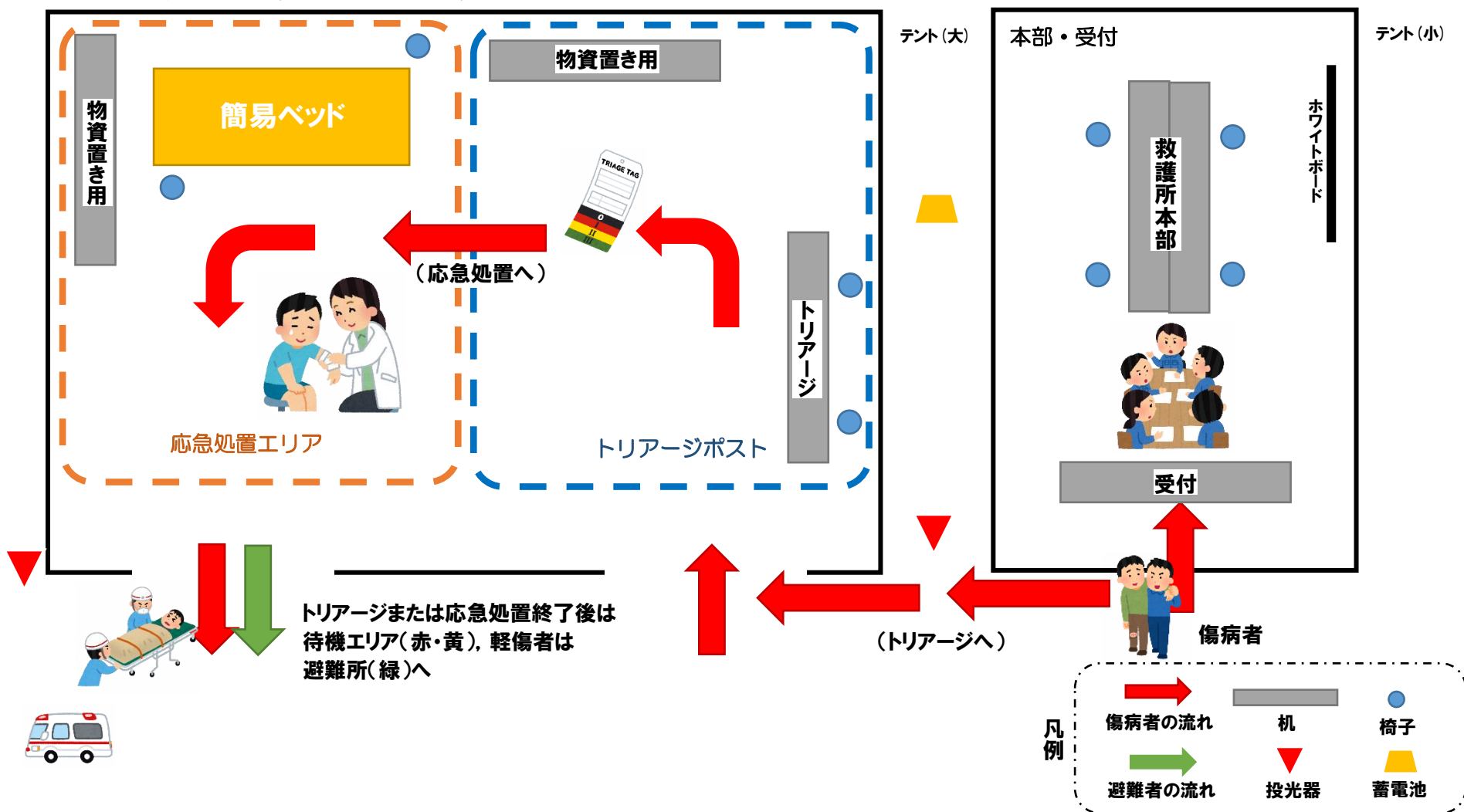


【資料③】「救護所内レイアウト（案）」

※屋外設置の場合の例です。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。

※屋内設置の場合は、この案を参考に、空き教室・玄関等に展開してください。

※屋外救護所の配置を修正



【資料④】医薬品・衛生材料一覧

【医薬品】

No	効能分類	薬品名	規格等	単位数	実数	
	効能					
1	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ 2%	2% 10ml × 10A	1	10	A
2		キシロカインポリアンブ 1%	1% 10ml × 10A	1	10	A
3	鎮けい剤	ブスコパン注射液 20mg	20mg 1ml × 10A	1	10	A
4	副腎ホルモン剤	ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml × 10A	1	10	A
5		ボスミン注 1mg	0.1% 1ml × 20A	1	20	A
6	外皮用殺菌消毒剤	イソジン液 10%(ポピドンヨード)	10% 250ml	20	20	
7		5%ヒビテン液	500ml	5	5	A
8	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト 5% 500ml × 20 袋	1	20	袋
9	血液代用剤	ソルデム 3A 輸液	TP-A05GM3AV 500ml × 20	1	20	
10		ラクテック注	ソフトバッグ 500ml × 20	1	20	
11		生理食塩液「ヒカリ」	プラ 500ml × 20B	1	20	B
12		生理食塩液「ヒカリ」	プラ 100ml × 10B	1	10	B
13	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	ホスミシン S 静注用 2g	2g 10V	2	20	V
14		セフメタゾールナトリウム点滴 静注用バッグ 1g「NP」	1g 10 キット	2	20	キット
15		フィニボックス 250mg	250mg × 10V	1	10	V
16	毒素及びトキシイド類	破傷風トキシイド	0.5ml × 1V	10	10	V

【衛生材料】

No	効能分類	材料名	規格等	単位数	実数	
1	注射器	シリンジ針付 5ml 21G	SS-05SZ2138 × 100 本	1	100	本
2		シリンジ針付 10ml 21G	SS-10SZ2138 × 100 本	1	100	本
3	輸液専用チューブ	テルフュージョン輸液セット	DEHP フリー TI-U750P/50 セット	2	100	セット
4	添え木（副子）	ソフラットシーネ 2（副木）	032043 M サイズ	2	2	
5		ソフラットシーネ 2（副木）	032044 L サイズ	2	2	
6		ソフラットシーネ 2（副木）	032045 LL サイズ	2	2	
7	包帯	メディタイト（包帯）	50mm × 4.5m MW050025 × 6 巻	5	30	巻
8		メディタイト（包帯）	75mm × 4.5m MW050025 × 6 巻	5	30	巻
9	絆創膏	優肌絆プラスチック（絆創膏）	12mm × 7m 24 巻 3511	5	120	巻
10		優肌絆プラスチック（絆創膏）	25mm × 7m 12 巻 3512	5	60	巻
11	カット綿	カット綿（脱脂綿）	No. 5 5cmX5cm 500g	2	2	
12	ガーゼ	ステラーゼ滅菌済（滅菌ガーゼ）	7.5 × 7.5 50 袋 15995	2	100	袋
13	手袋	プラスチックグローブ パウダーフリー（シン）	M サイズ 100 枚	2	200	枚
14		プラスチックグローブ パウダーフリー（シン）	L サイズ 100 枚	2	200	枚
15	手指消毒剤	ゴージョ MHS （手指殺菌・消毒剤）	GJ-S0350 350ml × 12 本	0.25	3	本

(2) 応急医療救護所（1次救護所）の案内表示設置事業

1 事業内容

大規模災害時に開設する応急医療救護所の開設場所を、市民へ周知することを目的に、電柱に案内表示を取り付ける。

2 委託期間 令和6年11月15日から令和7年3月21日まで

3 委託業者 公共地研（株）千葉支社

4 工程

種目	12月				1月				2月				3月			
	10	20			10	20			10	20			10	20		
計画準備・デザイン打合せ等 (市) デザイン決定																
現地調査及び取り付け位置選定 (市) 取り付け位置選定																
案内表示製作																
案内表示取付申請の資料作成 (市) 取付申請																
案内表示の取り付け																

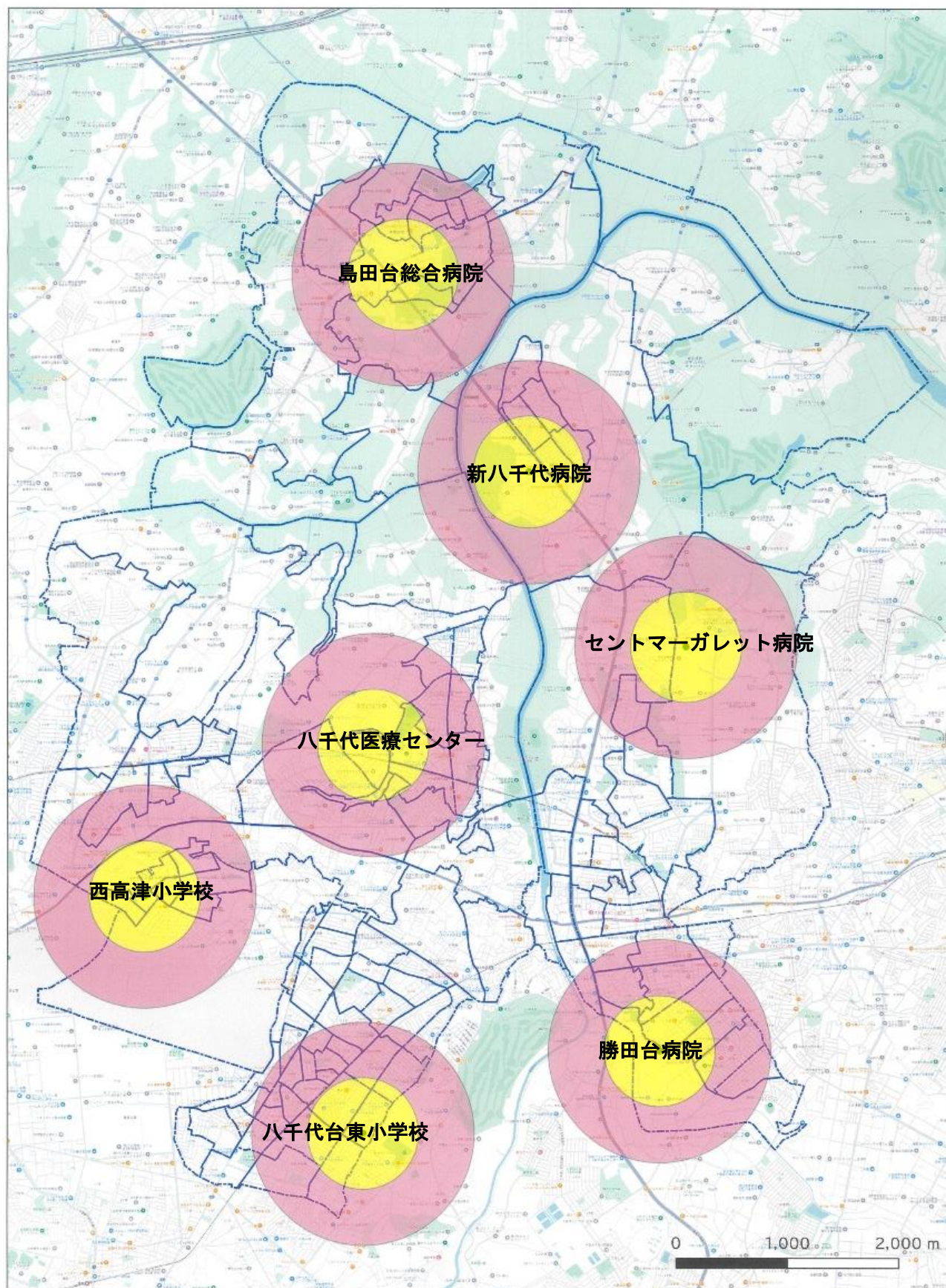
5 案内表示の取り付け枚数（予定）

No.	地域	応急医療救護所	住所	枚数
1	阿蘇	新八千代病院	米本 2167	10 枚
2	村上	セントマーガレット病院	上高野 450	10 枚
3	睦	島田台総合病院	島田台 887-7	10 枚
4	大和田	八千代医療センター	大和田新田 477-96	20 枚
5	高津・緑が丘	西高津小学校	高津 832-38	20 枚
6	八千代台	八千代台東小学校	八千代台東 2-5-1	20 枚
7	勝田台	勝田台病院	勝田 622-2	10 枚
計				100 枚

6 案内表示の取り付け範囲

応急医療救護所から半径 2 k m 以内（裏面参照）を主な取り付け先として検討する。

八千代市 災害時応急医療救護所の案内表示取付位置調査範囲



7 デザイン (案)

【病院イメージ】



だいきぼさいがいじ けがにん おうきゆうであて
大規模災害時は、怪我人の応急手当等
 を行うため、**セントマーガレット病院**
 に救護所が開設されます。



八千代市のホームページ
 (上のコード)で市内救護所
 の情報を確認できます。

さいがいじ おうきゆういりょうきゆうごしよ

災害時 応急医療救護所

(大きな災害が起きたときに怪我を手当てするところ)
 First aid station in the event of a disaster
 発生災害时的急救站 / 재해 발생시 구호소

せんとまーがれつとびょういん
セントマーガレット病院

Sentomā garetto Byō in

じゅうしよ やちよしかみこうや
住所 : 八千代市上高野450
 Jūsho : Yachiyo-shi Kamikoya



八千代市「やっち」

2025 年 3 月 八千代市

【学校イメージ】



だいきぼさいがいじ けがにん おうきゆうであて
大規模災害時は、怪我人の応急手当等
 を行うため、**西高津小学校**に救護所が
 開設されます。



八千代市のホームページ
 (上のコード)で市内救護所
 の情報を確認できます。

さいがいじ おうきゆういりょうきゆうごしよ

災害時 応急医療救護所

(大きな災害が起きたときに怪我を手当てするところ)
 First aid station in the event of a disaster
 発生災害时的急救站 / 재해 발생시 구호소

にしたかつしょうがっこう
西高津小学校

Nishitakatsu Shō gakkō

じゅうしよ やちよしたかつ
住所 : 八千代市高津832-38
 Jūsho : Yachiyo-shi Takatsu



八千代市「やっち」

2025 年 3 月 八千代市

(3) 循環型備蓄医薬品等の再整備関連の状況

1 医薬品等の再整備に向けた経過

時期	内容
令和6年 6月	①医薬品等の備蓄状況の確認及び運用方法への意見照会 ➡災害医療地区病院に現在の医薬品等の備蓄状況と、循環型備蓄についての運用方法を意見照会した。意見結果は41頁を参照
7月～9月	②現在の医薬品等の管理方法を確認するため現地確認
8月	③循環型備蓄医薬品等の再整備に向けた確認調査 ➡千葉県が公表している千葉県北西部直下地震（最大想定震度6強・30年以内発生確率70%）が発生した場合の本市の人的被害想定から各地区で必要となる医薬品等の必要数の算定、また、現在の医薬品等の備蓄状況を基に、再整備を希望する医薬品等の情報などを災害医療地区病院に照会し、再整備及び廃棄する医薬品等の品目・数量を確認
9月～10月	④令和7年度当初予算で要求 ➡再整備する医薬品等の品目・数量について概算額の算出を災害医療地区病院に依頼した。 八千代台地区と高津・緑が丘地区の概算額の算出についてはセントマーガレット病院に協力を依頼した。 ➡廃棄する医薬品等は、廃棄業者に見積を依頼した。
9月～12月	⑤八千代台と高津・緑が丘地区の医薬品等の保管場所の調整 ➡八千代市薬剤師会の協力により八千代市薬剤センターでの備蓄を予定

2 本市の人的被害想定（地区別）

八千代市における地震被害の想定（千葉県の被害想定から）

千葉県北西部直下地震（H26・27千葉県地震被害想定調査）

地震の想定条件		震度予測	
震源域の位置	千葉県北西部直下	概ね市の西部	震度6強
震源の深さ	約50km	概ね市の東部	震度6弱
マグニチュード	7.3		
発生季節等	冬季18時・風速8m/s		

建物全壊棟数 3,500棟		火災（炎上出火件数 12件）	
揺れによるもの（うち倒壊棟数）	3,500(310)	建物焼失棟数	1,400棟
液状化によるもの	-		
急傾斜地崩壊によるもの	-		

※十の位を四捨五入して表示

※十の位を四捨五入して表示。ただし、5未満は「-」と表示。

人的被害【死者120人・負傷者1,180人（うち重傷者230人）】

原因別	死者	負傷者	うち重傷者	割合
建物倒壊等 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	40	1,020	180	81.5%
急傾斜地崩壊等	-	-	-	0.0%
火災	80	130	40	16.2%
ブロック塀・自動販売機の転倒・屋外落下物	-	30	10	2.3%

※十の位を四捨五入して表示。ただし5～99は一の位を四捨五入、5未満は「-」と表示。

		地 区 別 人 的 被 害 想 定							
救護所名	担当地区	市内人口		人口割合		人的被害		うち重傷者	
		地区人口	地区 総人口	地区 割合	地区 総割合	地区数 ※1	総数	地区数 ※2	総数
		(人)	(人)	(%)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
八千代医療センター	大和田	8,949	57,360	4.4	28	56.6	363	10.1	65
	萱田町	5,460		2.7		34.6		6.2	
	萱田	4,368		2.1		27.7		4.9	
	高津の一部※3	4,106		2.0		26.0		4.6	
	大和田新田の一部※3	17,605		8.6		111.2		19.7	
	ゆりのき台	12,021		5.8		76.0		13.5	
	麦丸	516		0.3		3.4		0.6	
	高津団地の一部※3	3,356		1.6		21.2		3.8	
	高津東の一部※3	979		0.5		6.3		1.2	
八千代台東小学校	八千代台東	8,217	34,945	4.0	17	51.9	221	9.2	39
	八千代台南	6,465		3.1		40.9		7.3	
	八千代台西	6,928		3.4		43.9		7.8	
	八千代台北	13,335		6.5		84.3		15.0	
西高津小学校	高津の一部※3	4,105	48,829	2.0	24	26.0	309	4.6	55
	大和田新田の一部※3	17,605		8.6		111.2		19.7	
	吉橋	1,812		0.9		11.5		2.1	
	緑が丘	8,651		4.2		54.8		9.7	
	緑が丘西	12,320		6.0		77.9		13.8	
	高津東の一部※3	978		0.5		6.3		1.2	
	高津団地の一部※3	3,356		1.6		21.2		3.8	
	尾崎	2		0.0		0.2		0.1	
島田台総合病院	桑納	88	4,882	0.1	2	0.7	32	0.2	6
	真木野	33		0.0		0.3		0.1	
	神久保	72		0.0		0.6		0.1	
	小池	271		0.1		1.9		0.4	
	桑橋	413		0.2		2.8		0.5	
	佐山	184		0.1		1.2		0.3	
	平戸	259		0.1		1.7		0.3	
	島田	362		0.2		2.4		0.5	
	島田台	1,830		0.9		11.6		2.1	
	大学町	1,370		0.7		8.8		1.6	
新八千代病院	米本	1,884	8,773	0.9	4	12.0	56	2.2	10
	神野	753		0.4		4.9		0.9	
	保品	1,107		0.5		7.1		1.3	
	堀の内	1		0.0		0.2		0.1	
	米本団地	5,028		2.5		31.9		5.7	
セントマーガレット病院	村上南	6,186	29,054	3.0	14	39.2	184	7.0	33
	村上	6,555		3.2		41.5		7.4	
	上高野	10,131		4.9		64.0		11.4	
	下高野	144		0.1		1.0		0.2	
	村上団地	6,038		2.9		38.3		6.8	
勝田台病院	下市場	1,905	22,122	0.9	11	12.1	140	2.2	25
	勝田台	11,762		5.7		74.4		13.2	
	勝田	1,549		0.8		9.9		1.8	
	勝田台南	2,998		1.5		19.0		3.4	
	勝田台北	3,908		1.9		24.7		4.4	
総合計		205,965		100		1,305		233	

■八千代市人口 205,965人(令和6年3月31日現在)

■八千代市の人的被害総定数 1,300人(死者含む)うち重傷者230人 [千葉県北西部直下地震]

※1 [1,300(人)×地区割合(%)] ○人的被害数の合計は少数点以下繰上げの関係から1,300人にはなりません。

※2 [230(人)×地区割合(%)] ○重傷者数の合計は少数点以下繰上げの関係から230人にはなりません。

※3 高津, 高津団地, 高津東, 大和田新田の地区人口は, 八千代医療センター及び西高津小学校に半数ずつ計上。

3 再整備及び廃棄医薬品等の一覧

【八千代医療センター】									
循環型備蓄医薬品等の再整備一覧表									
平成26年度					令和6年度				
負傷者486人(重傷39人) ※うち八千代台地区91人, 高津・緑が丘地区96人の計187人分が含まれている。(大和田地区のみ負傷者想定299人)					負傷者486人(重傷65人) ※うち八千代台地区51人, 高津・緑が丘地区72人の計123人分が含まれている。(大和田地区のみ負傷者想定363人)				
● 概算額の出し方									
八千代医療センターで、令和6年度の被害想定から医薬品等の必要数を見込み、概算額を積算。									
【医薬品】									
No	効能分類 効能	薬品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用		
1	全身麻酔剤	イソゾール注0.5g	50mg 10V	2	20 V	20 V			
2		ディプリバン注1%キット500mg	500mg/50ml × 1V	60	60 V	60 V			
3	催眠鎮静剤, 抗不安剤	ジアゼパム注射液10mg	10mg 2ml × 10A	2	20 A	20 A			
4		ノーベルバル注射液250mg	10% 1ml × 6V	1	6 A	6 A			
5	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液15mg	15ml 1ml × 10A	10	100 A	100 A			
6		レベタン注0.2mg	0.2mg 1ml × 10A	1	10 A	10 A			
7	精神神経用剤	アタラックスP注25mg	2.5% 1ml × 10A	1	10 A	10 A			
8	局所麻酔剤	カルボカインアンプル2%	2% 10ml × 10A	1	10 A	10 A			
9		キシロカインポリアンプル1%	1% 10ml × 10A	10	100 A	100 A			
10		キシロカインゼリー2%	2% 30ml × 5	3	15 本	15 本			
11	骨格筋弛緩剤	ロクロニウム静注用10mg	50mg/10V	1	10 V	10 V			
12	鎮けい剤	ブスコバン注射液20mg	20mg 1ml × 10A	5	50 A	50 A			
13		アトロピン注 0.05%シリンジ	0.05% 1 ml/本 × 10	3	30 本	30 本			
14	強心剤	イノバンシリンジ0.3%150mg	0.3% 50ml × 5本	10	50 本	50 本			
15		ドブタミンシリンジ0.3%150mg	0.3% 50ml × 5本	10	50 本	50 本			
16		ネオフィリン注250mg	2.5% 10ml × 10A	2	20 A	20 A			
17		プロタノールL注0.2mg	0.02% 1ml × 10A	5	50 A	50 A			
18	不整脈用剤	ベラバミル静注5mg	0.25% 2ml × 10A	1	10 A	10 A			
19	利尿剤	フロセミド注20mg	20mg 2ml × 50A	1	50 A	50 A			
20	血圧降下剤	ニカルジピン注10mg	10mg 10ml × 10A	8	80 A	80 A			
21		ニカルジピン注2mg	2mg 10ml × 10A	2	20 A	20 A			
22	血管拡張剤	ジルチアゼム注射用50	50mg 10V	2	20 V	20 V			
23	消化性潰瘍用剤	ファモチジン注射液20mg	20mg 50A	2	100 A	100 A			
24	副腎ホルモン剤	ソルコーテフ注100mg	100mg 5V	6	30 V	30 V			
25		ソルメドロール静注用500mg	500mg 5V	4	20 V	20 V			
26		ノルアドリナリン1mg	0.1% 1ml × 10A	2	20 A	20 A			
27		ボスミン注1mg	0.1% 1ml × 10A	5	50 A	50 A			
28	その他のホルモン剤	ヒューマリンR注100単位ml	1000単位 10ml × 1V	5	5 V	5 V			
29	外用用殺菌消毒剤	ポビドンヨード外用液10%	10% 250ml	80	80 本	80 本			
30		プリビシー0.02%	プラ0.02% 500ml	4	80 本	80 本			
31	カルシウム剤	カルチコール8.5%	プラ8.5% 5ml × 50A	1	50 A	50 A			
32	糖類剤	大塚糖液5%	ソフト5% 500ml × 20袋	3	60 袋	60 袋			
33		ブドウ糖注50%	ブラ50% 20ml × 50A	5	250 A	250 A			
34		20%マンニトール注「YD」	20ml 300ml × 10袋	1	10 袋	10 袋			
35	血液代用剤	ソルデム3A 輸液	TP-A05GM3AV 500ml × 20	20	400 袋	400 袋			
36		ソララクト輸液	ソフトバッグ 500ml × 20	15	300 袋	300 袋			
37		生理食塩液500ml	ブラ 500ml × 20B	40	800 B	800 B			
38		生理食塩液100ml	ブラ 100ml × 10B	50	500 B	500 B			
39	解毒剤	メイロン静注 8.4%20ml	8.4% 20ml × 50A	1	50 A	50 A			
40		メイロン静注 8.4%250ml	8.4% 250ml × 10袋	1	10 袋	10 袋			
41	主としてグラム陽性・ 陰性菌に作用するもの	セフトリアキソン静注1g	1g 10V	3	30 V	30 V			
42		セフトリアキソン点滴静注キット1g	1g 10キット	3	30 キット	30 キット			
43		スルバシリン静注1.5g	1.5g 10V	10	100 V	100 V			
44	血液製剤類	テタノブリンIH 静注 250単位	250IU 1V	5	5 V	5 V			

【衛生材料】							
No.	分類	品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用
1	注射器	テルモシリンジ 5ml	SS-05SZ 100本/箱	8	800 本	800 本	
2		テルモシリンジ 10ml	SS-10SZ 100本/箱	8	800 本	800 本	
3	輸液専用チューブ	JMSプラネタ輸液セット プラネタ付輸液セット PVCフリー	JY-PWP822P7 20滴 PNx2	50	500 セット	500 セット	
4	添え木（副子）	ソフラットシーネ2（副木）	032043 Mサイズ	10	10	10	
5		ソフラットシーネ2（副木）	032044 Lサイズ	10	10	10	
6		ソフラットシーネ2（副木）	032045 LLサイズ	10	10	10	
7	包帯	Qタイα 伸縮包帯	003-30173 S 5cm×9m (1箱10巻)	12	120 巻	120 巻	
8		Qタイα 伸縮包帯	003-30172 M 7.5cm×9m (1箱10巻)	12	120 巻	120 巻	
9	絆創膏	3M Transporeサージカルテープ ミシン目入プラスチックテープ	1527-1 25mm×9.1m 1箱12巻入	20	240 巻	240 巻	
10		優肌絆不織布（肌）	3252 25mm×7m 1箱12巻入	20	240 巻	240 巻	
11	カット綿	メンバン	11409 (旧11411) #4 4cm×4cm	8	8 箱	8 箱	
12	ガーゼ	ステラーゼ滅菌済（滅菌ガーゼ）	7.5×7.5 50袋 15995	10	500 袋	500 袋	
13	手袋	サラヤニトリクロ-ブエクステンド	M ブルー (1箱200枚) 1cs10箱入	10	2,000 枚	2,000 枚	
14		サラヤニトリクロ-ブエクステンド	L ブルー (1箱200枚) 1cs10箱入	10	2,000 枚	2,000 枚	
15	手指消毒剤	速乾性アルコールジェル サニサーラW	42088 250mL×10本	2	20 本	20 本	
16	注射針	JMS注射針 21G	JS-NR2138SPt00本/箱	3	300 本	300 本	
17	搾乳機	Sterile シングルユース Symphony ホンプセット	008.0397 Mサイズ (24mm) (30個/箱)	3	90 個		
18		Sterileシングルユースホンプセット 電動搾乳器用	008.0398 L シンフォニー用 前後両 1箱30台入	3	90 個		
19		Sterile 初乳容器	200.2110 35ml 1パック2個入 (1箱50パック)	1	100 個		
20		Ready-to-Use シングルユースボトル	200.2957 80ml (480本/箱)	1	480 本		

循環型備蓄医薬品等整備一覧表

平成26年度

令和6年度

負傷者181人(重傷22人)
※うち半数91人を八千代医療センター
での対応予定とし90人分を整備。



負傷者221人(重傷39人)
※うち51人を八千代医療センターでの
対応予定とし、170人分を整備する。

● 概算額の出し方

セントマーガレット病院へ平成26年度に整備した医薬品等(90人分)について現在の単価で概算額の積算を依頼。セントマーガレット病院で取り扱いがない医薬品等は、セントマーガレット病院で採用している医薬品等に置き換えて積算していただいた。
その後、平成26年度の負傷者想定90人から令和6年度負傷者想定170人へ約2倍増えているため、概算額を2倍とした。

【医薬品】※実数は平成26年度の負傷者想定のため更新する。

No	効能分類	薬品名	規格等	単位数	実数	
	効能					
1	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg	15ml 1ml×10A	3	30	A
2	局所麻酔剤	カルボカインアンプル1%	1% 10ml×10A	2	20	A
3		キシロカインポリアンプル1%	1% 10ml×10A	5	50	A
4	鎮けい剤	ブスコバン注射液20mg	20mg 1ml×10A	5	50	A
5	強心剤	ネオフィリン注 250mg	2.5% 10ml×10A	1	10	A
6	副腎ホルモン剤	ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml×10A	1	10	A
7		ボスミン注 1mg	0.1% 1ml×20A	2	20	A
8	外皮用殺菌消毒剤	プリビシー0.02%	ブラ0.02% 500ml×20本	1	20	本
9	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト5% 500ml×20袋	1	20	袋
10		ブドウ糖注 20%	ブラ 20% 20ml×50A	1	50	A
11	血液代用剤	ラクテック注	ソフトバッグ 500ml×20	5	100	
12		生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 500ml×20B	2	40	B
13		生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 100ml×10B	5	50	B
14		ソリター-T 3号輸液	500ml×20V	5	100	V
15	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	セフメタゾールナトリウム点滴静注用バッグ1g「NP」	1g 10キット	5	50	キット

【衛生材料】※実数は平成26年度の負傷者想定のため更新する。

No	効能分類	材料名	規格等	単位数	実数	
1	注射器	シリンジ針付 5ml 21G	SS-05SZ2138×100本	1	100	本
2		シリンジ針付 10ml 21G	SS-10SZ2138×100本	1	100	本
3	輸液専用チューブ	テルフュージョン輸液セット	DEHPフリー TI-U750P/50セット	2	100	セット
4	添え木（副子）	ソフラットシーネ2(副木)	032043 Mサイズ	2	2	
5		ソフラットシーネ2(副木)	032044 Lサイズ	2	2	
6		ソフラットシーネ2(副木)	032045 LLサイズ	2	2	
7	包帯	メディタイト(包帯)	50mm×4.5m MW050025 ×6巻	5	30	巻
8		メディタイト(包帯)	75mm×4.5m MW050025 ×6巻	5	30	巻
9	絆創膏	優肌絆プラスチック(絆創膏)	12mm×7m 24巻 3511	5	120	巻
10		優肌絆プラスチック(絆創膏)	25mm×7m 12巻 3512	5	60	巻
11	カット綿	カット綿(脱脂綿)	No.5 5cmX5cm 500g	2	2	
12	ガーゼ	ステラーゼ滅菌済(滅菌ガーゼ)	7.5×7.5 50袋 15995	2	100	袋
13	手袋	プラスチックグローブ パウダーフリー(シン)	Mサイズ 100枚	2	200	枚
14		プラスチックグローブ パウダーフリー(シン)	Lサイズ 100枚	2	200	枚
15	手指消毒剤	ゴージョMHS(手指殺菌・消毒剤)	GJ-S0350 350ml×12本	0.25	3	本

循環型備蓄医薬品等整備一覧表

平成26年度

令和6年度

負傷者191人(重傷23人)
※うち半数96人を八千代医療センター
での対応予定とし95人分を整備。



負傷者309人(重傷55人)
※うち72人を八千代医療センターで
の対応予定とし、237人分を整備す
る。

● 概算額の出し方

セントマーガレット病院へ平成26年度に整備した医薬品等(95人分)について現在の単価で概算額の積算を依頼。セントマーガレット病院で取り扱いがない医薬品等は、セントマーガレット病院で採用している医薬品等に置き換えて積算していただいた。

その後、平成26年度の負傷者想定95人から令和6年度負傷者想定237人へ約2.5倍増えているため、概算額を2.5倍とした。

【医薬品】※実数は平成26年度の負傷者想定のため更新する。

No	効能分類	薬品名	規格等	単位数	実数	
	効能					
1	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ2%	2% 10ml×10A	1	10	A
2		キシロカインポリアンブ1%	1% 10ml×10A	1	10	A
3	鎮けい剤	ブスコパン注射液20mg	20mg 1ml×10A	1	10	A
4	副腎ホルモン剤	ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml×10A	1	10	A
5		ボスミン注 1mg	0.1% 1ml×20A	1	20	A
6	外皮用殺菌消毒剤	イソジン液10%(ポビドンヨード)	10% 250ml	20	20	
7		5%ヒビテン液	500ml	5	5	A
8	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト5% 500ml×20袋	1	20	袋
9	血液代用剤	ソルデム3A 輸液	TP-A05GM3AV 500ml×20	1	20	
10		ラクテック注	ソフトバッグ 500ml×20	1	20	
11		生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 500ml×20B	1	20	B
12		生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 100ml×10B	1	10	B
13	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	ホスミシンS 静注用2g	2g 10V	2	20	V
14		セフメタゾールナトリウム点滴静注用 バッグ 1g「NP」	1g 10キット	2	20	キット
15		フィニボックス250mg	250mg×10V	1	10	V
16	毒素及びトキソイド類	破傷風トキソイド	0.5ml×1V	10	10	V

【衛生材料】※実数は平成26年度の負傷者想定のため更新する。

No	効能分類	材料名	規格等	単位数	実数	
1	注射器	シリンジ針付 5ml 21G	SS-05SZ2138×100本	1	100	本
2		シリンジ針付 10ml 21G	SS-10SZ2138×100本	1	100	本
3	輸液専用チューブ	テルフュージョン輸液セット	DEHPフリー TI-U750P/50セット	2	100	セット
4	添え木（副子）	ソフラットシーネ2(副木)	032043 Mサイズ	2	2	
5		ソフラットシーネ2(副木)	032044 Lサイズ	2	2	
6		ソフラットシーネ2(副木)	032045 LLサイズ	2	2	
7	包帯	メディタイト(包帯)	50mm×4.5m MW050025 ×6巻	5	30	巻
8		メディタイト(包帯)	75mm×4.5m MW050025 ×6巻	5	30	巻
9	絆創膏	優肌絆プラスチック(絆創膏)	12mm×7m 24巻 3511	5	120	巻
10		優肌絆プラスチック(絆創膏)	25mm×7m 12巻 3512	5	60	巻
11	カット綿	カット綿(脱脂綿)	No.5 5cmX5cm 500g	2	2	
12	ガーゼ	ステラーゼ滅菌済(滅菌ガーゼ)	7.5×7.5 50袋 15995	2	100	袋
13	手袋	プラスチックグローブ パウダーフリー(シン)	Mサイズ 100枚	2	200	枚
14		プラスチックグローブ パウダーフリー(シン)	Lサイズ 100枚	2	200	枚
15	手指消毒剤	ゴージョMHS(手指殺菌・消毒剤)	GJ-S0350 350ml×12本	0.25	3	本

循環型備蓄医薬品等の再整備一覧表

平成26年度

令和6年度

負傷者26人(重傷4人)



負傷者32人(重傷6人)

● 概算額の出し方

島田台総合病院で、令和6年度の負傷者想定32人から医薬品等の必要数を見込み、概算額を積算。

【医薬品】

No	効能分類 効能	薬品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用
1	催眠鎮静剤、抗不安剤	セルシン注射液 5mg	5mg 1ml×10A	3	30 A	30 A	
2		フェノバル注射液 100mg	10% 1ml×10A	3	30 A	30 A	
3	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg	15ml 1ml×10A	3	30 A	30 A	
4	精神神経用剤	アタラックスP注 25mg	2.5% 1ml×10A	0	0 A	0 A	
5	局所麻酔剤	カルボカインアンプル1%	1% 10ml×10A	3	30 A	30 A	
6		静注用キシロカイン2%	2% 5ml×10A	3	30 A	30 A	
7		キシロカインゼリー2%	2% 30ml×5	1	5	5	
8	鎮けい剤	ブスコパン注射液20mg	20mg 1ml×10A	3	30 A	30 A	
9		アトロピン硫酸塩注 0.5mg	0.05% 1ml×10A	3	30 A	30 A	
10	強心剤	ドバミン塩酸塩点滴静注液600mgキット「kcc」	0.3% 200ml×10袋	1	10 袋	10 袋	
11		ネオフィリン注 250mg	2.5% 10ml×10A	6	60 A	60 A	
12		プロタノールL注0.2mg	0.02% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
13	不整脈用剤	ワソラン静注 5mg	0.25% 2ml×10A	3	30 A	30 A	
14	利尿剤	ラシックス注射液 20mg	20mg 2ml×10A	3	30 A	30 A	
15	血圧降下剤	ニカルジピン塩酸塩注射液 2mg「サワイ」	2mg 2ml×10A	1	10 A	20 A	10 A
16		ニカルジピン塩酸塩注射液 10mg「サワイ」	10mg 10ml×10A	0	0 A	0 A	
17	血管拡張剤	ヘルベツサー注射用 50	50mg	6	6 V	6 V	
18	消化性潰瘍用剤	ファモチジン注射液10mg「サワイ」	10mg 10A	1	10 A	10 A	
19	副腎ホルモン剤	ソル・コーテフ 100mg	100mg 5V	2	10 V	10 V	
20		ソル・メドロール静注用500mg	500mg	3	3 V	3 V	
21		ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
22		ボスミン注 1mg	0.1% 1ml×20A	1	20 A	20 A	
23	その他のホルモン剤 (抗ホルモン剤を含む)	ヒューマリンR注 100単位/ml	100単位 10ml×1V	1	1 V	1 V	
24	外皮用殺菌消毒剤	ホビドンヨード消毒液10%	10% 250ml	10	10	10	
25	カルシウム剤	カルチコール注 8.5% 10ml	8.5% 10ml×10A	5	50 A	50 A	
26	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト5% 500ml	5	5 袋	5 袋	
27		20% マンニトール注「YD」	20% 300ml×10V	0	0 V	0 V	
28	血液代用剤	KN3号輸液	TP-A02GM3V 200ml×20	3	60	60	
29		ラクテック注	ソフトバッグ 500ml×20	2	40	40	
30		生理食塩液「大塚」	ソフトバッグ500ml	6	6 袋	6 袋	
31		生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 100ml×10B	2	20 B	20 B	
32	解毒剤	メイロン静注 7%	7% 20ml×10A	1	10 A	10 A	
33	主としてグラム陰性菌 に作用するもの	アミカシン硫酸塩注射用 100mg「富士製薬工業」	100mg 1ml×10A	1	10 A	10 A	
34	主としてグラム陽性・ 陰性菌に作用するもの	ホスホマイシンナトリウム静注用 2g「日医工」	2g 10V	0	0 V	0 V	
35		セフメタゾールナトリウム点滴静注用1g「NP」	1g 10V	2	20 V	20 V	
36	その他の抗生物質製剤	注射用ピクシリン 2g	2g 10V	1	10 V	10 V	
37	血液製剤類	テタノリン筋注用250単位	250IU 1V	1	1 V	1 V	

【衛生材料】								
No.	分類	品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用	
1	注射器	針なしシリンジ 10ml	DS 10ml ECT	2	200 本	200 本		
2		針なしシリンジ 20ml	DS 20ml	2	100 本	100 本		
3	輸液専用チューブ	ニプロ輸液セット	ISA-200E00Z	2	100 セット	100 セット		
4	添え木(副子)	ソフラットシーネ2(副木)	032043 Mサイズ	2	2	2		
5		ソフラットシーネ2(副木)	032044 Lサイズ	2	2	2		
6		ソフラットシーネ2(副木)	032045 LLサイズ	2	2	2		
7	包帯	エラスコット(弾包)	7.5cm	1	20 巻	20 巻		
8		レボSS	7.5cm	2	20 巻	20 巻		
9	医療用テープ	サージカルテープ大和漢	12mm×7m 24巻	5	100 巻	100 巻		
10		OQ バン	Mサイズ Lサイズ	2	M400 枚 L200 枚	M400 枚 L200 枚		
11	カット綿	エアウォールドレッシング	100mm×120mm YB-21101 2R	2	100 枚	100 枚		
12	ガーゼ	キズタッチパッドドレッシング	2号 6×10cm 3号 8×13cm	2	各50 枚	各50 枚		
13	手袋	プラスチックグローブパウダーフリー	Mサイズ 100枚	2	200 枚	200 枚		
14		プラスチックグローブパウダーフリー	Lサイズ 100枚	2	200 枚	200 枚		
15	手指消毒剤	サニサーラ(手指殺菌・消毒剤)	260ml×10	0.26	10 本	10 本		

循環型備蓄医薬品等の再整備一覧表

平成26年度

令和6年度

負傷者50人(重傷6人)



負傷者56人(重傷10人)

● 概算額の出し方

新八千代病院で、令和6年度の負傷者想定56人から医薬品等の必要数を見込み、概算額を積算。
※再整備を希望しない医薬品等があったため概算額からは除いている。

【医薬品】

No	効能分類 効能	薬品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用
1	催眠鎮静剤、 抗不安剤	ドルミカム注10mg	10mg 2ml × 10A	1	10 A	10 A	
2		セルシン注射液 5mg	5mg 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
3		フェノバル注射液 100mg	10% 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
4	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg	15ml 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
5	精神神経用剤	アタラックスP注 25mg	2.5% 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
6	局所麻酔剤	キシロカインポリアンブ1%	1% 10ml × 10A	3	30 A	30 A	
7	鎮けい剤	アトロピン注0.05%シリンジ	PF-N01AT 1ml×10トウ	2	20 トウ	20 トウ	
8		ブスコバン注射液20mg	20mg 1ml×10A	1	10 A	10 A	
9	強心剤	ドブトレックスキット点静注用600mg	0.3% 200ml × 10袋	1	10 袋	10 袋	
10		ネオフィリン注PL 250mg	2.5% 10ml×10A	2	20 A	20 A	
11		プロタノールL注0.2mg	0.02% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
12		ドバミン塩酸塩点滴静注液 600mgバッグ「VTRS」	0.3% 200ml×10袋	1	10 袋	10 袋	
13	不整脈用剤	ワソラン静注 5mg	0.25% 2ml × 10A	1	10 A	10 A	
14	利尿剤	フロセミド注20mg「NIG」	20mg 50A	1	50 A	50 A	
15	血圧降下剤	ベルジピン注 10mg	10mg 10ml×10A	1	10 A	10 A	
16	血管拡張剤	ヘルベッサー注射用 250	250mg 10V	1	10 V	10 V	
17	その他の循環器官用薬	グリセオール注 300ml	300ml × 10袋	1	10 袋	10 袋	
18	消化性潰瘍用剤	ファモチジン静注20mg「日新」	注射用20mg	1	50 A	50 A	
19	副腎ホルモン剤	ソル・メドロール静注用500mg	500mg 5V	1	5 V	5 V	
20		アドレナリン注0.1%シリンジ	PF-N01AT 1ml×10トウ	2	20 トウ	20 トウ	
21		ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
22		ソル・コーテフ注 100mg	100mg 5V	2	10 V	10 V	
23		水溶性ハイドロコートン注 100mg	100mg 2ml × 10V	1	10 V	10 V	
24	その他のホルモン剤	ヒューマリンR注 100単位ml	100単位 10ml×1V	1	1 V	1 V	
25	糖質剤	大塚糖液 50%	ブラ5レン 50% 20ml×50A	1	50 A	50 A	
26		テルモ糖注5% (シン)	TP-FA05G05V 500ml×20	1	20	20	
27	血液代用剤	ソルデム3PG 輸液	TP-A05GM3PV 500ml×20	2	40	40	
28		ラクテック注	ソフトバッグ 500ml×20	2	40	40	
29		KN1号輸液	ソフトバッグ 500ml×20	2	40	40	
30		生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 100ml×10B	6	60 B	60 B	
31		大塚生食注	500ml×20B ソフトバッグ	1	20 B	20 B	
32	解毒剤	メイロン静注7%	7% 20ml×10A	3	30 A	30 A	
33	主としてグラム陰性菌 に作用するもの	アミカシン硫酸塩注射液100mg「F」	100mg 10A	1	10 A	10 A	
34		セフメタゾール静注用1g「日医工」	1g 10V	1	10 V	10 V	
35	主としてグラム陽性・陰 性菌に作用するもの	スルバシリン注 1.5g	1.5g 10V	2	20 V	20 V	
36		セファゾリン注1g「NP」	1g 10V	1	10 V	10 V	
37	血液製剤類	テタノブリンH 静注250単位	250IU 1V	2	2 V	2 V	

【衛生材料】							
No.	分類	品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用
1	注射器	シリンジ針付5ml 22G針	SS-05SZ2232×100本	1	100 本	100 本	
2		シリンジ針付10ml 22G針(フローマックス)	SS-10SZ2232P×100本	1	100 本	100 本	
3	輸液専用チューブ	テルフュージョン輸液セット	DEHPフリーTI-U751P/50セット	2	100 セット	100 セット	
4	添え木（副子）	ソフラットシーネ2（副本）	032043 Mサイズ	2	2	2	
5		ソフラットシーネ2（副本）	032044 Lサイズ	2	2	2	
6		ソフラットシーネ2（副本）	032045 LLサイズ	2	2	2	
7	包帯	フリータイ（包帯）	50mm×4.5m 13100×6巻	5	30 巻	30 巻	
8		フリータイ（包帯）	75mm×4.5m 13101×6巻	5	30 巻	30 巻	
9	絆創膏	優肌絆（絆創膏）	12mm×7m 24巻 3291	5	120 巻	120 巻	
10		優肌絆（絆創膏）	25mm×7m 12巻 3292	5	60 巻	60 巻	
11	カット綿	カット綿（脱脂綿）	No.5 5cmX5cm 500g	2	2	2	
12	ガーゼ	滅菌ディスボーゼIII（滅菌ガーゼ）	7.5×10 50袋15200	2	100 袋	100 袋	
13	手袋	プラスチックグローブ パウダーフリー	Mサイズ100枚	2	200 枚	200 枚	
14		プラスチックグローブパウダーフリー	Lサイズ100枚	2	200 枚	200 枚	
15	手指消毒剤	ゴージョMHS（手指殺菌・消毒剤）	GJ-S0350 350ml×12本	0.25	3 本	3 本	

循環型備蓄医薬品等の再整備一覧表

平成26年度

令和6年度

負傷者148人(重傷18人)



負傷者184人(重傷33人)

● 概算額の出し方

セントマーガレット病院で、令和6年度の負傷者想定184人から医薬品等の必要数を見込み、概算額を積算。

【医薬品】

No	機能分類 機能	薬品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用
1	催眠鎮静剤、 抗不安剤	セルシン注射液 10mg	10mg 2ml×10A	3	30 A	30 A	
2		フェノバル注射液 100mg	10% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
3	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg	15ml 1ml×10A	3	30 A	30 A	
4		ソセゴン注射液 15mg	15mg 1ml×10A	1	10 A	10 A	
5	精神神経用剤	アタラックスP注 25mg	2.5% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
6	局所麻酔剤	キシロカインボリアンプ1%	1% 10ml 10A	3	30 A	30 A	
7		キシロカインボリアンプ1%	1% 10ml×10A	3	30 A	30 A	
8		キシロカイン注ボリアンプ1%	1% 5ml×10A	1	10 A	10 A	
9		キシロカインゼリー2%	2% 30ml× 5	1	5	5 本	
10	骨格筋弛緩剤	ロクロニウム臭化物静注液 25mg/2.5ml	25mg×10A	1	10 A	10 A	
11	鎮けい剤	アトロピン注0.05% シリンジ	PF-N01AT 1ml×10トウ	2	20 トウ	20 トウ	
12		ブスコパン注射液20mg	20mg 1ml×10A	2	20 A	20 A	
13	強心剤	ドバミン塩酸塩点滴静注液600mgキット「ファイザー」	0.3% 200ml×10袋	2	20 袋	20 袋	
14		ネオフィリン注 250mg	2.5% 10ml×10A	2	20 A	20 A	
15		プロタノールL注0.2mg	0.02% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
16		ジゴシン注0.25mg	0.025% 1ml×10A	2	20 A	20 A	
17	不整脈用剤	ワソラン静注 5mg	0.25% 2ml×10A	1	10 A	10 A	
18	利尿剤	フロセミド注20mg「NIG」	20mg 2ml× 50A	1	50 A	50 A	
19	血管拡張剤	ニカルジピン塩酸塩注射液 10mg「サワイ」	10mg 10V	1	10 V	10 V	
20	その他の循環器官用薬	グリセオール注 200ml	200ml×10袋	2	20 袋	20 袋	
21	消化性潰瘍用剤	ファモチジン注射用20mg「日新」	20mg 10A	3	30 A	30 A	
		オメプラゾール注射用20mg「日医工」	20mg 10V	2	20 V	20 V	
22	副腎ホルモン剤	ソル・コーテフ注射用 100mg	100mg 5V	4	20 V	20 V	
23		ソル・コーテフ静注用500mg	500mg 5V	1	5 V	5 V	
24		アドレナリン注0.1% シリンジ	PF-N01AT 1ml×10トウ	3	30 トウ	30 トウ	
25		ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml×10A	1	10 A	10 A	
26	その他のホルモン剤	ヒューマリンR注 100単位ml	100単位 10ml×1V	3	3 V	3 V	
27	外用用殺菌消毒剤	プリビシー0.02%	ブラ0.02% 500ml×20本	1	20 本	20 本	
28	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト5% 500ml×20袋	2	40 袋	40 袋	
29		ブドウ糖注50%シリンジ「テルモ」	20ml×10本	3	30 本	30 本	
30	血液代用剤	ソルデム3A 輸液	TP-A05GM3AV 500ml×20	5	100	100	
31		ソルデム3A輸液	TP-A05GM3AV 200ml×30	1	30	30	
32		ソルデム1輸液200ml	TP-A02GM1V 200ml×30	1	30	30	
33		ソルデム1輸液500ml	TP-A05GM1V 200ml×20	1	20	20	
34		ラクテック注	ソフトバッグ 500ml×20	5	100	100	
35		生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 100ml×10B	6	60 B	60 B	
36		大塚生食注20ml	ブラ 20ml×50A	2	100 A	100 A	
37		大塚生食注500ml	ソフトバッグ 500ml×20袋	2	40 袋	40 袋	
38	止血剤	大塚生食注2ポート100ml	100ml×10キット	4	40 キット	40 キット	
39		アドナ注（静脈用）50mg	50mg 10ml×10A	2	20 A	20 A	
40		トラネキサム酸注 250mg/5ml「日新」	250mg 5ml×50A	1	50 A	50 A	
41	解毒剤	メイロン静注 8.4%	8.4% 20ml×50A	1	50 A	50 A	
42	主としてグラム陰性菌 に作用するもの	アミカシン硫酸塩注射液100mg「日医工」	100mg 1ml×10A	1	10 A	10 A	
43		ホスミシンS 静注用2g	2g 10V	4	40 V	40 V	
44		ペラシリンナトリウム注射用1g「日医工」	1g 10V	6	60 V	60 V	
45		ロセフィン点滴静注用1gバッグ	1g×10バッグ	5	50 バッグ	50 バッグ	
46		セファゾリンNa注射用1g「イセイ」	1g×10バッグ	3	30 バッグ	30 バッグ	

【衛生材料】								
No.	分類	品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用	
1	注射器	シリンジ針付 5ml 22G	SS-05SZ2232×100本	2	200 本	300 本	100 本	
2		シリンジ針付 10ml 22G	SS-10SZ2232P×100本	2	200 本	300 本	100 本	
3	輸液専用チューブ	テルフュージョン輸液セット	DEHPフリーTH-U750P/50セット	4	200 セット	250 セット	50 セット	
4	添え木（副子）	ソフラットシーネ2（副木）	032043 Mサイズ	3	3	4	1	
5		ソフラットシーネ2（副木）	032042 Sサイズ	3	3	4	1	
6		ソフラットシーネ2（副木）	032041 SSサイズ	3	3	4	1	
7	包帯	エラスコット 4号（包帯）	10.0cm×4.5m 品番11623 ×6巻	10	60 巻	72 巻	12 巻	
8		エラスコット 3号（包帯）	7.5cm×4.5m 品番11622 ×6巻	10	60 巻	72 巻	12 巻	
9	絆創膏	優肌絆 EasyCut（絆創膏）	25mm×7m 12巻3292	16	192 巻	228 巻	36 巻	
10		優肌絆プラスチック（絆創膏）	25mm×7m 12巻3512	8	96 巻	120 巻	24 巻	
11	カット綿	W I S Mカット綿	4号 4cmX4cm 500g	3	3	4	1	
12	ガーゼ	滅菌ケーバインYカット S	7.5×7.5 50枚	3	150 袋	200 袋	50 袋	
13	手袋	NPVグローブ M	200枚入 FR-6016	2	400 枚	400 枚		
14		NPVグローブ S	200枚入 FR-6015	2	400 枚	400 枚		
15	手指消毒剤	ゴージョMHS（手指殺菌・消毒剤）	GJ-S0350 350ml×12本	0.25	3 本	4 本	1 本	

循環型備蓄医薬品等の再整備一覧表

平成26年度

令和6年度

負傷者116人(重傷14人)



負傷者140人(重傷25人)

● 概算額の出し方

勝田台病院で、令和6年度の負傷者想定140人から医薬品等の必要数を見込み、概算額を積算。

【医薬品】

No	効能分類 効能	薬品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用
1	全身麻酔剤	ティプリバン注1%キット 500mg	500mg/50ml × 1V	5	5 V	10 V	5 V
2	催眠鎮静剤、 抗不安剤	ホリゾン注	10mg 2ml/10A	1	10 A	10 A	
3		フェノバルブ注射液 100mg	10% 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
4	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg	15ml 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
5	精神神経用剤	アタラックスP注 25mg	2.5% 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
6	局所麻酔剤	キシロカイン1%	1% 10ml/10A	1	10 A	20 A	
7		キシロカインボリアンプ2%	2% 10ml × 10A	2	20 A	20 A	
8		キシロカインゼリー2%	2% 30ml × 5	558	10	10	
9	鎮けい剤	ブスコパン注射液20mg	20mg 1ml × 10A	2	20 A	20 A	
10		硫酸アトロピン注 0.5mg	0.5mg/A × 10	1	10	10	
11	強心剤	塩酸ドバミン注600mg	200ml/10本	1	10 袋	10 袋	
12		ネオフィリン注 250mg	2.5% 10ml × 10A	1	10 A	10 A	
13		プロタノールL注0.2mg	0.02% 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
14	不整脈用剤	ワソラン静注 5mg	0.25% 2ml × 10A	1	10 A	10 A	
15	利尿剤	フロセミド注 20mg	20mg 2ml/50 A	1	20 A	20 A	
16	血圧降下剤	ベルジピン注 10mg	10mg 10ml × 10A	1	10 A	10 A	
17		ベルジピン注 2mg	2mg 10ml × 10A	1	10 A	10 A	
18	血管拡張剤	ヘルベッサー注射用 50	50mg 10V	1	10 V	10 V	
19	消化性潰瘍用剤	ガスター注射液20mg	20mg 5A	4	20 A	20 A	
20	副腎ホルモン剤	ソル・コーテフ注100mg	100mg/5V	1	5 V	5 V	
21		ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml × 10A	1	10 A	10 A	
22		ボスミン注 1mg	0.1% 1ml × 20A	1	20 A	20 A	
23	その他のホルモン剤	ヒューマリンR注100単位ml	100単位 10ml × 1V	1	1 V	1 V	
24	外用用殺菌消毒剤	ステリクロンw0.02%	500ml	2	20 本	20 本	
25	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト5% 500ml × 20袋	1	20 袋	20 袋	
26		ブドウ糖注 20%	ブラ 20% 20ml × 50A	1	50 A	50 A	
27		20% マンニトール注「YD」	20ml 300ml × 10V	1	10 V	10 V	
28	血液代用剤	ソルデム3A 輸液	TP-A05GM3AV 500ml × 20	5	100	100	
29		ラクテック注	ソフトバッグ 500ml × 20	2	40	40	
30		テルモ生食注500ml	500ml/20V	1	20 V	100 V	
31		大塚生食注100ml	100ml/10V	1	50 V	50 V	
32	解毒剤	メイロン静注 8.4%	8.4% 20ml × 50A	1	50 A	50 A	
33	主としてグラム陰性菌に 作用するもの	アミカシン硫酸塩注射液100mg「サワイ」	100mg 10A	1	10 A	10 A	
34	主としてグラム陽性・陰 性菌に作用するもの	ホスミシンS 静注用2g	2g 10V	1	10 V	10 V	
35		セフメタゾールナトリウム点滴静注用バッグ 1g「NP」	1g 10キット	2	20 キット	20 キット	
36	その他の抗生物質製剤	セファム第一世代CEZ注	1g/10V	1	10 V	10 V	

【衛生材料】							
No.	分類	品名	規格等	単位数	実数	必要数	必要数のうち 自院の在庫から使用
1	注射器	シリンジ針付 5ml 21G	SS-05SZ2138×100本	10	200 本	200 本	
2		シリンジ針付 10ml 21G	SS-10SZ2138×100本	1	200 本	200 本	
3	輸液専用チューブ	テルフュージョン輸液セット	DEHPフリー-TL-U750P/50セット	1	200 セット	200 セット	
4	添え木（副子）	ソフトシーネ	Mサイズ2個入	1	2	2	
5		ソフトシーネ	Lサイズ2個入	1	2	2	
6		ソフトシーネ	LLサイズ2個入	2	2	2	
7	包帯	ファインタイ	5cm×9m 10巻入	2	50 巻	50 巻	
8		ファインタイ	7.5cm×9m 10巻入	2	50 巻	50 巻	
9	医療用テープ	サージカルテープ	12mm×9m 24巻入	2	192 巻	192 巻	
10		サージカルテープ	25mm×9m 12巻入	1	96 巻	96 巻	
11	カット綿	カット綿	4cm×4cm 500 g	1	3	3	
12	ガーゼ	当てガーゼ	7.5×7.5 20袋	1	100 袋	100 袋	
13	手袋	プラスチックグローブ パウダーフリー(シン)	Mサイズ 100枚	1	300 枚	300 枚	
14		プラスチックグローブ パウダーフリー(シン)	Lサイズ 100枚	1	300 枚	300 枚	
15	手指消毒剤	ゴージョMHS（手指殺菌・消毒剤）	GJ-S0350 350ml×12本	2	3 本	3 本	

医薬品廃棄一覧表

No	番号	効能分類	薬品名	規格等	単位数	実数
1	111	全身麻酔剤	ティプリバン注1%キット 500mg	500mg/50ml × 1V	10	10 V
2	112	催眠鎮静剤, 抗不安剤	セルシン注射液 10mg	10mg 2ml × 10A	1	10 A
3			フェノバル注射液 100mg	10% 1ml × 10A	1	10 A
4	114	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液 15mg	15ml 1ml × 10A	1	10 A
5					3	30 A
6	117	精神神経用剤	アタラックスP注 25mg	2.5% 1ml × 10A	1	10 A
7	121	局所麻酔剤	カルボカインアンプル1%	1% 10ml × 10A	2	20 A
8					2	20 A
9			キシロカインポリアンブ2%	2% 10ml × 10A	2	20 A
10			キシロカインポリアンブ1%	1% 10ml × 10A	5	50 A
11			キシロカインゼリー2%	2% 30ml × 5	2	10
12			リドカイン注射液1% 20ml	1% 20ml × 10A	1	10 A
13	124	鎮けい剤	ブスコバン注射液20mg	20mg 1ml × 10A	2	20 A
14					5	50 A
15			硫酸アトロピン注 0.5mg	0.5mg/A × 10	1	10
16	211	強心剤	ブレドバ 600mg	0.3% 200ml × 10袋	1	10 袋
17			ネオフィリン注 250mg	2.5% 10ml × 10A	1	10 A
18					1	10 A
19			プロタノールL注0.2mg	0.02% 1ml × 10A	1	10 A
20	212	不整脈用剤	ワソラン静注 5mg	0.25% 2ml × 10A	1	10 A
21	213	利尿剤	ラシックス注 20mg	20mg 2ml × 10A	2	20 A
22	214	血圧降下剤	ベルジピン注 10mg	10mg 10ml × 10A	1	10 A
23			ベルジピン注 2mg	2mg 10ml × 10A	1	10 A
24	217	血管拡張剤	ヘルベッサー注射用 50	50mg 10V	1	10 V
25	232	消化性潰瘍用剤	ガスター注射液20mg	20mg 5A	4	20 A
26	245	副腎ホルモ剤	サクシゾン注 100mg	100mg 5V	1	5 V
27			ノルアドリナリン 1mg	0.1% 1ml × 10A	1	10 A
28					1	10 A
29				0.1% 1ml × 20A	1	20 A
30			ボスミン注 1mg		2	20 A
31				0.1% 1ml × 12A	1	12 A
32	249	その他のホルモ剤	ヒューマリンR注 100単位ml	100単位 10ml × 1V	1	1 V

No	効能分類		薬品名	規格等	単位数	実数	
	番号	効能					
33	261	外用用殺菌消毒剤	プリビーシー0.02%	プラ0.02% 500ml×20本	1	20	本
34					1	20	本
35			プレボダインソリューション1% 270ml	1% 270ml	3	3	
36	323	糖類剤	大塚糖液 5%	ソフト5% 500ml×20袋	1	20	袋
37					1	20	袋
38			大塚糖液5% 20ml	ソフト5% 20ml×50袋	1	50	袋
39			ブドウ糖注 20%	ブラ 20% 20ml×50A	1	50	A
40					1	50	A
41			20% マンニトール注「YD」	20ml% 300ml×10V	1	10	V
42	331	血液代用剤	ソルデム3A 輸液	TP-A05GM3AV 500ml×20	5	100	
43			ラクテック注	ソフトバッグ 500ml×20	2	40	
44					5	100	
45				ソフトバッグ 500ml×10	1	10	
46			生理食塩液「ヒカリ」	ブラ 500ml×20B	5	100	B
47					2	40	B
48				ブラ 100ml×10B	5	50	B
49					5	50	B
50			ソリター-T 3号輸液	500ml×20V	5	100	V
51			ソルデム3A 輸液	TP-A05GM3AV 500ml×20	1	20	
52			生食液バッグ100mL「CMX」	ブラ 100ml×16B	1	16	B
53	392	解毒剤	メイロン静注 8.4%	7-8.4% 20ml×50A	1	50	A
54	612	主としてグラム陰性菌に作用するもの	アミカシン硫酸塩注射液100mg「サファイ」	100mg 10A	1	10	A
55	613	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	ホスミシンS 静注用2g	2g 10V	1	10	V
56			セフメタゾールナトリウム点滴静注用バッグ 1g「NP」	1g 10キット	2	20	キット
57					5	50	キット
58			ロセフィン点滴静注用1Gバッグ1g	1g 10バッグ	1	10	B
59			フィニバックスキット点滴静注用0.25g	0.25g×7V	1	7	V
60	619	その他の抗生物質製剤	注射用ピクシリンS 1000	1g 10V	1	10	V
61	632	毒素及びトキソイド類	破傷風トキソイド	0.5ml	3	6	V

衛生材料廃棄一覧表

No	効能分類	材料名	規格等	単位数	実数
1	衛生材料	シリンジ針付 5ml 21G	SS-05SZ2138×100本	2	200 本
2				1	100 本
3		シリンジ針付 10ml 21G	SS-10SZ2138×100本	2	200 本
4				1	100 本
5		シリンジ針付 5ml 22G	SS-05SZ2232×145本	1	145 本
6		シリンジ針付 10ml 22G	08-614×10本	1	10 本
7	衛生材料	テルフュージョン輸液セット	DEHPフリーT-U750P/50セット	4	200 セット
8				2	100 セット
9		ニプロ輸液セット	ISA-200A00Z	1	54 セット
10	衛生材料	ソフラットシーネ2(副木)	032043 Mサイズ	3	3
11				2	2
12			032044 Lサイズ	3	3
13				2	2
14				2	1
15			032045 LLサイズ	3	3
16				2	2
17				2	2
18				2	1
18		SIGMAXソフトスプリントS(副木)	Sサイズ	2	1
19	衛生材料	メディタイト(包帯)	50mm×4.5m MW050025 ×6巻	10	60 巻
20				5	30 巻
21			75mm×4.5m MW050025 ×6巻	10	60 巻
22				5	30 巻
23		フィンタイフィール	50mm×4.5m×6巻	5	18 巻
24			75mm×4.5m×6巻	5	13 巻
25	衛生材料	スキナゲート・スパット12mm	12mm×7m 24巻	5	63 巻
26		サージカルテープ25mm	25mm×7m 12巻	5	10 巻

No	効能分類	材料名	規格等	単位数	実数
27	衛生材料	優肌絆プラスチック(絆創膏)	12mm×7m 24巻 3511	8	192 巻
28				5	120 巻
29			25mm×7m 12巻 3512	8	96 巻
30				5	60 巻
31	衛生材料	カット綿(脱脂綿)	No.5 5cmX5cm 500g	3	3
32				2	2
33			4cm×4cm 500g	1	1
34	衛生材料	ステラセ滅菌済(滅菌ガーゼ)	7.5×7.5 50袋 15995	3	150 袋
35				2	100 袋
36	衛生材料	プラスチックグローブ パウダーフリー(シン)	Mサイズ 100枚	3	300 枚
37				2	200 枚
38			Lサイズ 100枚	3	300 枚
39				2	200 枚
41		プラスチックグローブ		7	700 枚
40		ニトリルグローブPF	Mサイズ 100枚	5	500 枚
42	衛生材料	ゴージョMHS(手指殺菌・消毒剤)	GJ-S0350 350ml×12本	0.25	3 本
43				0.25	3 本
44		KENZジェルケアプラス500ML			2 本

災害時医薬品等循環型備蓄事業に対する意見結果

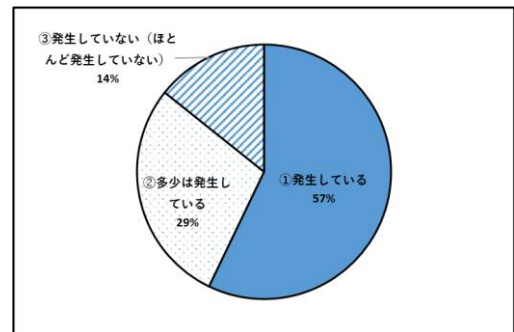
依頼数：7件

回答数：7件

【使用期限切れに伴う更新について】

- 1 配備されている医薬品等について、使用期限切れに伴う廃棄が発生していますか。
(平常診療では使用していない医薬品等が含まれていますか。)

- | | |
|-----------------------|----|
| ①発生している | 4件 |
| ②多少は発生している | 2件 |
| ③発生していない（ほとんど発生していない） | 1件 |

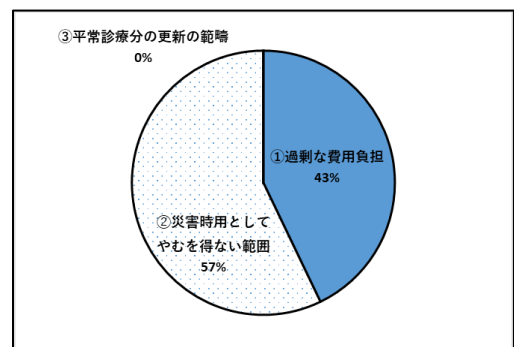


「1」に対する主なご意見

- ・配備された医薬品等と院内で採用している薬剤とメーカーが異なる。
- ・使用期限の問題もあり、納品、卸業者に交換を依頼したが、交換は受けられないとのこととで使用期限が切れている医薬品がある。
- ・災害時に在庫が必要だが、平常診療では不要のため、備蓄としての量が多く廃棄する量も多い。
- ・医薬品は、ローリングストックによる在庫管理を行い、期限切れに伴う廃棄をしないよう工夫している。
- ・そもそも使用しない医薬品があるため、使用しないものは多量に廃棄していた。

- 2 配備されている医薬品等を更新する際、平常診療分の補充的な意味合いも兼ねているかと思いますが、平常診療分の補充範囲を超えた過剰な費用負担になっていますか。

- | | |
|---------------------|----|
| ①過剰な費用負担である | 3件 |
| ②災害時用としてやむを得ない範囲である | 4件 |
| ③平常診療分の更新の範疇である | 0件 |



「2」に対する主なご意見

- ・ 備蓄している医薬品を全く使用しないため、使用期限が切れた後は廃棄することとなり、無駄であるため、期限が来る前に循環型の備蓄に変更した方が良い。
- ・ 一時救護所での処置はほとんどない考えるため、ガーゼ、包帯、消毒等があれば良いのでは。
- ・ スタッフが月に1回の在庫管理を行っており、管理の手間が発生しているため負担である。
- ・ 使用頻度が少なく、廃棄とならないよう期限管理に苦労している医薬品がある。
- ・ 特に過剰な費用負担となっている医薬品は無い。

【本事業全体に対する主なご意見】

- ・ 事業を従前の内容のまま変えずに継続する場合には、辞退したいと考えている。
➡市の見解①～③へ
- ・ 災害備蓄薬品の商品名が一般名になれば、各医療機関の採用医薬品で準備できるのではないか。 ➡市の見解①へ
- ・ 災害発生時には、市から配備されている医薬品からではなく、院内、外来、救急に配備された医薬品から使用されると思われる。 ➡市の見解②へ
- ・ 災害時の医薬品は市で保管し、発災時に市から救護所に支給する方法も検討してほしい。
➡市の見解②へ
- ・ 医薬品の選別は、各医療機関に情報収集して、最低限循環できるものにした方が良い。
➡市の見解②へ
- ・ 採用品ではない医薬品については、期限切れが発生した際に市から配分してもらえないか。 ➡市の見解③へ
- ・ 災害時用備蓄薬品で代替薬品が入手不可となった場合の対応方法はどうしたらいいか。
販売中止になった医薬品は、欠品のままで問題ないか。 ➡市の見解④へ

【ご意見に対する市の見解について】

①再整備する医薬品等について

各医療機関様に対して本事業の聞き取りをした中で、実際に医療行為を行う医師の先生が使い慣れている医薬品等で再整備を希望する声が聞かれました。

また、ご意見でも再整備する際は平常診療時の採用医薬品等が良いとの声がありました。市としても各医療機関様にとって循環しやすい医薬品等での再整備が望ましいと考えており、再整備に当たっては、平常診療時の採用医薬品等が選択できるよう市側から医薬品等の指定は行わない方向で考えております。

②災害時用として整備する医薬品等の数量について

備蓄する医薬品等の数量については、千葉県が公表する千葉県北西部直下地震（最大想定震度6強）の被害想定を基に算定される必要量を確保したいと考えております。

しかしながら、必要量のすべてを市で用意した場合、管理上の負担が増すだけでなく、循環できずに廃棄する医薬品等も増え費用負担も大きくなります。

各医療機関様が平常診療時用として備蓄している医薬品等を、応急医療救護活動の中で使用させていただく場合は、市が使用した分を費用弁償することになっておりますので、平常診療時用の備蓄に余裕がある場合は、備蓄余裕分を災害時の応急医療救護活動で使用する必要量の一部として見込んでいただいても構いません。

応急医療救護活動で使用する医薬品等の必要量

=市整備分+(平常診療時用)備蓄余裕分

③災害時用として整備した医薬品等の廃棄及び更新について

災害時用として整備した医薬品等が循環しきれずに廃棄となってしまった場合は、廃棄及び更新に要する費用について、市で費用負担する方向で検討してまいります。

今回の再整備にあたっては、再整備分だけでなく、廃棄を希望する医薬品等も合わせて調査し、令和7年度当初予算で要求をいたしました。

④災害時用の医薬品等で代替医薬品等が入手不可となった場合について

応急医療救護活動で使用する医薬品等になりますので、同じ効能が得られる他の医薬品等で更新をお願いします。

同じ効能が得られる医薬品等が見つからない場合は、市までご連絡ください。

(4) 応急医療救護活動マニュアル等の見直し

令和6年3月7日付けで「応急医療救護活動マニュアル」の内容で、見直しや検討が必要な事項を確認するため意見照会を行いました。

1 意見照会結果及び事務局見解

該当箇所：5頁10行目（災害医療コーディネーターの役割についての記載）	
内容	(3) 亜急性期における千葉県災害医療班の活動調整 → (3) 亜急性期における千葉県災害医療本部との活動調整 ⇒【事務局見解】見直しの際に参考といたします。
該当箇所：9頁25行目（応急医療救護本部と消防本部との連絡体制について）	
内容	消防本部では、震度5強以上の地震が発生した際、部隊運用の統制を行う「警防本部」を立ち上げます。本マニュアルにおいては、消防本部の役割として、「応急医療救護本部との調整」とありますが、双方の具体的な連絡体制について以下の事項を確認させてください。 ①応急医療救護本部との連絡手段について 警防本部との連絡手段については、1次救護所に配備されているMCA無線を活用することによろしいか。 ⇒【事務局見解】本マニュアル15頁を参考に健康福祉課で管理する応急医療救護本部（199）用のMCA無線等へ連絡してください。 なお、行政内部でのやり取りについて、MCA無線等以外の情報伝達手段（LoGoチャット）の活用も検討できればと考えております。 ②応急医療救護本部の連絡員について 応急医療救護本部との調整事項として、1次救護所から八千代医療センター、その他医療機関への搬送状況の確認等になるが、警防本部との連絡員については、災害医療コーディネーターと考えてよろしいか。 ⇒【事務局見解】八千代医療センターを含めた災害医療地区病院への傷病者の受入状況は、応急医療救護本部に情報が集約され、また、市域外の第二次搬送先収容医療機関への受入調整も応急医療救護本部が県災害医療本部と行うこととなります。応急医療救護本部の構成員に災害医療コーディネーターも含まれますが、災害医療コーディネーターは、救護所に参集する医師等の調整やDMATの受入調整を行う役割を担っていることから、状況に応じて、応急医療救護本部員である健康福祉課職員とのやり取りが考えられます。 ③応急医療救護本部への消防職員の派遣について 消防本部の災害対応としては、1次救護所へ職員派遣をするよう定めているが（「八千代市消防本部震災対応活動指針」）、災害対応に人員確保に努めたいので、応急医療救護本部のみ職員派遣をすることによろしいか。もしくは、連絡体制が確保されているのであれば、職員派遣自体は不要であるか、併せて確認したい。 ⇒【事務局見解】1次救護所への職員派遣について、各1次救護所の情報は、応急医療救護本部に集約されるため、救急搬送等を行うための人員確保を最優先に考えていただけたらと思います。 応急医療救護本部への職員派遣は、八千代市地域防災計画（震災-3-83）の「収容医療機関の確保」に係る調整を円滑に進めていくため、現時点では、職員派遣

	を、引き続きご検討いただき、将来的には、情報伝達訓練を重ねていくことで、職員派遣が不要となるような体制を目指していけたらと考えております。
該当箇所：15・16・58頁図（MCA無線通信体系についての記載）	
内容	・メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科→八千代台東小学校 ・おかざき外科クリニック→西高津小学校 ⇒【事務局見解】見直しの際に参考といたします。
該当箇所：22頁図1（トリアージ区分（黄色）の状況についての記載）	
内容	・バイタルサインがある→バイタルサインが安定している ⇒【事務局見解】見直しの際に参考といたします。
該当箇所：30頁下から6行目	
内容	・バイタルの安定→バイタルサインの安定 ⇒【事務局見解】見直しの際に参考といたします。

【参考】八千代市地域防災計画（震災-3-83）「収容医療機関の確保」

第3 収容医療機関の確保 【健康福祉部 消防部】

1 収容医療機関の受入れ体制の確立

救護本部は、消防部と協力して、あらかじめ指定してある1次救護所（災害医療地区病院）等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、傷病者等の収容医療機関として確保する。

2 収容可否施設の把握

救護本部は、消防部と協力して、市内及び周辺市町村の収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部所等に必要な情報を随時伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に重傷病者が振り分けて収容されるよう指示するものとする。

3 後方医療施設の確保要請

救護本部は、入院治療を要する傷病者が多数に上り、市域内の収容医療機関において収容しきれない場合に備え、第二次搬送先収容医療機関として、県災害医療本部に対し災害拠点病院を始めとする後方医療施設の広域的な確保と受入れを要請する。

なお、災害発生時における病院、薬局等の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び被災地外の医療機関の支援体制等の情報の収集・提供並びに計画停電等の緊急連絡事項の把握に関しては、関係機関における広域災害・救急医療情報システム等の活用を図るものとする。

2 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月…市から見直し案の内容について意見照会

令和7年4月～5月上旬…意見照会の回答期間

令和7年5月中旬～6月…寄せられた意見を踏まえ見直し案の再検討

⇒応急医療救護活動マニュアルの見直し（※）

※応急医療救護活動マニュアルの見直しと並行し、本市職員の応急医療救護体制等を整理した「応急医療救護活動職員マニュアル」や、令和7年度に予定している医薬品等の再整備に伴う「災害時の応急医療救護活動における医薬品等の整備及び管理に関する覚書」の再締結についても進めてまいります。

(5) 千葉県柔道整復師会との災害時等の応急救護活動に関する協定の締結

[現在地](#) [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [健康福祉部](#) > [健康福祉課](#) > 千葉県柔道整復師会と災害時等の応急救護活動に関する協定を締結しました

千葉県柔道整復師会と災害時等の応急救護活動に関する協定を締結しました

ページID：0057155 更新日：2024年11月15日更新

令和6年11月8日に市と公益社団法人千葉県柔道整復師会は「柔道整復師による災害時等の応急救護活動に関する協定」を締結しました。

協定は、災害時に開設する応急医療救護所において、怪我をした負傷者への応急手当などに協力いただける内容となっています。

特に地震災害では、骨折や脱臼、捻挫などの怪我をした多くの負傷者が救護所に集まることが想定されるため、今回の協定締結により、迅速な救護活動につながることを期待できます。

協定内容

災害時等に協力要請を行うことで、具体的には次の3つの内容について協力いただける内容となっています。

- ・負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲に限る）
- ・負傷者に対する応急手当に必要な施術用資機材および衛生材料等の提供
- ・負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

協定締結日

令和6年11月8日

協定締結式の様子



写真左から千葉県柔道整復師会会長 木村 光雄 様、服部市長



写真左から千葉県柔道整復師会千葉西支部長、八千代市柔道整復師会代表 苫米地 一哲 様、千葉県柔道整復師会会長 木村 光雄 様、服部市長、千葉県柔道整復師会副会長 池畑 啓作 様

柔道整復師による災害時等の応急救護活動に関する協定書

八千代市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、八千代市内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における柔道整復師による救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、八千代市地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復師の派遣等の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認める場合は、乙に対し、柔道整復師の派遣及び派遣先での救護活動並びに救護活動に必要な機材等の提供について協力要請を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙に所属している柔道整復師の業務に支障のない範囲内において、柔道整復師を派遣するものとする。

（派遣要請手続）

第3条 甲は、前条第1項の規定による柔道整復師の派遣要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した派遣要請書により、乙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する等の書面による事前の要請を行うことができない場合は、口頭、電話等により要請ができるものとし、当該要請の事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣希望人数
- (3) 派遣希望日時及び期間
- (4) 派遣先
- (5) その他必要事項

2 災害時等に支障を来さないよう、甲及び乙は、少なくとも年1回以上、連絡体制、連絡方法等について相互に書面を用いて報告するものとする。また、その連絡体制が変更となった場合は、速やかに連絡を行う。

（柔道整復師に対する指揮等）

第4条 柔道整復師による救護活動について、乙が当該救護活動に要する現場へ柔道整復師を派遣するときは、乙は、当該現場に派遣されている医師に対し救

護活動に関する指示を求めるものとする。

（柔道整復師の業務）

第5条 乙が派遣する柔道整復師は、主に次に掲げる内容の業務を行う。

- (1) 負傷者に対する応急手当（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲によるものに限る。）
- (2) 負傷者に対する応急手当に必要な施術用資機材、衛生材料等の提供
- (3) 負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供
（医療費）

第6条 救護活動における医療費は、原則として次のとおりとする。

- (1) 救護所において行われる応急処置に関わる医療費は、無料とする。
- (2) 救護所において応急処置を実施後、病院等で入院、治療及び手術（以下「治療等」という。）を実施したとき、又は後方収容医療機関へ転送したときの治療費は、患者が負担する。ただし、後方収容医療機関において再収容後、治療等を実施できずに応急処置を実施した場合は、無料とする。
（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 柔道整復師（柔道整復師に帯同し、業務の補助を行う従事者を含む。）の派遣に要する経費
 - (2) 乙が携行した施術用資機材、衛生材料等を使用した場合の実費弁償
 - (3) 乙の救護活動により生じた施設及び設備の損傷にかかる経費の実費弁償
 - (4) 救護活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償費
 - (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項第1号に規定する経費の額は、1回の出勤につき、別表1のとおりとする。この場合において、救護活動の時間が3時間を超える場合は、職種に応じ、別表2の時間単価に超過時間数を乗じた額を加算する。
- 3 救護活動に従事する時間が午後5時から翌日午前9時までの場合におけるこの時間帯に係る派遣費用の加算割合は、別表3に定める加算割合とする。
- 4 第1項第1号に規定する派遣を行うに当たり、救護活動のために鉄道賃や車賃が発生した場合は、その実費相当額とする。
- 5 第1項第4号に規定する補償費は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条

例（昭和５２年千葉県条例第１号）の例により対処するものとする。

６ 前各項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合は、その定めるところによる。

（紛争発生時の対応）

第８条 この協定に基づき乙が実施した救護活動により、第三者との間で紛争が生じた場合（調定を含む）、甲は、訴訟参加等により乙に全面的に協力するものとし、乙が損害賠償の責を負うこととなった場合には、乙に故意又は重大な過失がない限り、その損失（賠償保険等から支払われる金額がある場合は、その金額を差し引いた額）を全額補填するものとする。

（協議事項）

第９条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第１０条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、この有効期間の満了する１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、さらに１年間効力を有するものとし、その後においても同様の取扱いとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和６年１１月８日

甲 八千代市大和田新田３１２番地の５
八千代市
八千代市長 服 部 友 則

乙 千葉市中央区末広３丁目２１番６号
公益社団法人 千葉県柔道整復師会
会 長 木 村 光 雄

別表 1

費用弁償額（第 7 条第 2 項関係）

職 種	日 額
柔道整復師	14,100 円
柔道整復師の補助業務従事者	7,100 円

別表 2

超過時間加算額（第 7 条第 2 項関係）

職 種	1 時間単価
柔道整復師	4,700 円
柔道整復師の補助業務従事者	2,400 円

別表 3

時間外加算額（第 7 条第 3 項関係）

時間帯	加算割合
午後 5 時から午後 10 時まで	100 分の 25
午後 10 時から午前 5 時まで	100 分の 50
午前 5 時から午前 9 時まで	100 分の 25

(6) 災害時の応急医療救護活動に関する協定及び覚書への 意見照会結果等について

令和6年10月17日付けで三師会に対し、「災害時の応急医療救護活動に関する協定及び覚書」の中で、見直しや新たに追加した方が良い内容等がないか確認するため意見照会を行いました。

1 現在の協定及び規定内容についての意見

機関名	意見
八千代市医師会	意見なし
八千代市歯科医師会	意見あり（60頁～65頁に市の見解と共に記載【①～⑬】）
八千代市薬剤師会	意見なし

2 協定及び覚書全体についての意見

機関名	意見
八千代市医師会	意見なし
八千代市歯科医師会	意見あり（65頁に意見に市の見解と共に記載【⑭】）
八千代市薬剤師会	意見なし

3 自由記述

機関名	意見
八千代市医師会	意見なし
八千代市歯科医師会	意見なし
八千代市薬剤師会	医療コーディネーターと同様、薬事コーディネーターの配備をする事により、本部における「CSCA」の確率がより円滑になります。これまでの災害対応においても非常に重要です。 改めて薬剤師が「本部」「避難所」それぞれに入る意義・認識を持って頂ければ幸いです。「避難所」においては、薬事トリアージを行う事により、現場の医師・看護師の業務負担の軽減・サポートも行えます。

【参考】八千代市の応急医療救護体制

八千代市応急医療救護本部

（八千代市応急医療救護本部設置要領）

設置基準：震度6弱以上の地震を観測したときまたは災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

設置場所：八千代医療センターもしくは災害の種類及び規模等に応じ災害対策本部内または災害対策本部長（市長）が必要と認めた場所

構成員：健康福祉部・市医師会（市医師会災害医療救護対策本部）・市歯科医師会・市薬剤師会・八千代医療センター

所掌事務：①市災害対策本部との連絡調整

②県災害医療本部との連絡調整

③応急医療救護活動に係わる指揮及び調整

【災害時の応急医療救護活動に関する協定に基づき救護所等で活動】

市医師会 （医師・看護師等）	市歯科医師会 （歯科医師・歯科衛生士・ 歯科助手・事務員等）	市薬剤師会 （薬剤師）	県柔道整復師会 （柔道整復師）
活動基準 ○震度6弱以上の地震を観測 （自動参集） ●市からの派遣要請	活動基準 ●市からの派遣要請	活動基準 ●市からの派遣要請	活動基準 ●市からの派遣要請

4 協定及び覚書の見直し方針について

(1) 三師会で共通している規定の表現や、条文の構成はできる限り統一するようにします。

※現在の協定・覚書の比較は53頁～59頁を参照

(2) 新たに次の内容に対する協力をご検討ください。

機関名	協力依頼事項
八千代市医師会	・避難所等での巡回診療
八千代市歯科医師会	・避難所等での応急歯科診療， 歯科相談及び歯科保健活動 ・合同訓練への参加
八千代市薬剤師会	・1次救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 ・支援医薬品等の仕分け及び管理 ・避難所等での巡回診療補助及び服薬指導 ・合同訓練への参加

災害時の医療救護活動期間における協力要請業務（案）



5 今後のスケジュール（予定）

令和7年1月…市から協定・覚書の見直し案を提示

令和7年2月…見直し案の内容について協議・合意

令和7年3月…市で協定・覚書の体裁を整理

➡協定・覚書の再締結

現在の「災害時の応急医療救護活動に関する協定」の比較		
医師会	歯科医師会	薬剤師会
災害時の 応急医療救護活動 に関する協定書	災害時の 歯科医療活動 に関する協定書	災害時の における薬剤師の派遣及び医薬品等の供給 に関する協定書
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が八千代市において発生した場合、 必要な応急医療救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に 行うため、八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人 八千代市医師会 （以下「乙」という。）は次のとおり 協定を締結するものとする。	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が八千代市において発生した場合、 必要な歯科医療活動を円滑に 行うため、八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人 八千代市歯科医師会 （以下「乙」という。）は次のとおり 協定する。	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が八千代市において発生した場合、 避難所等への薬剤師の派遣及び必要な医薬品等の円滑な調達・供給（以下「派遣等」という。）を 行うため、八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人 八千代市薬剤師会 （以下「乙」という。）は、次のとおり 協定する。
（総則） 第1条 この協定は、八千代市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う 救護活動 における乙との協力に関し必要な事項を定める。	（総則） 第1条 この協定は、八千代市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う 応急医療救護活動（以下「救護活動」という。） における乙との 歯科医療活動の 協力に関し、必要な事項を定める。	（総則） 第1条 この協定は、八千代市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う 応急医療救護活動（以下「救護活動」という。） における乙との 派遣等の 協力に関し必要な事項を定める。
（要請） 第2条 甲は、防災計画に基づく救護活動を実施する必要がある場合は、乙に 医療救護班の編成及び派遣（以下「派遣等」という。） を要請する ものとする。	（要請） 第2条 甲は、防災計画に基づく救護活動 における歯科医療活動 を実施する必要がある場合は、乙に 対し歯科医療班の派遣 を要請する ことができるものとする。	（要請） 第2条 甲は、防災計画に基づく救護活動を実施する必要がある場合 には 、乙に派遣 等を要請できるものとする。
（ 派遣等の 要請対応） 第3条 乙は、八千代市において震度6弱以上の地震を観測したとき、八千代市応急医療救護本部（以下「救護本部」という。） 及び第7条第1項に定める1次救護所 に自ら参集し、 救護活動 を行うものとする。	（ 要請への 対応） 第3条 乙は、八千代市において震度6弱以上の地震を観測したとき、八千代市応急医療救護本部（以下「救護本部」という。）に自ら参集し、 歯科医療活動を掌理するとともに、必要に応じて歯科医療班を編成し歯科医療活動 を行うものとする。	（ 派遣等の 要請対応） 第3条 乙は、八千代市において震度6弱以上の地震を観測したとき、八千代市応急医療救護本部（以下「救護本部」という。）に自ら参集し、 救護本部と連携を図り派遣等 を行うものとする。 2 乙は、前項に定めるほか、必要に応じ八千代市薬剤師会会員の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項に定める救護本部及び1次救護所に参集する医師について、予め定めておくものとする。 3 前2項に定めるほか、市に災害対策本部が設置され、本部長（市長）が派遣等の必要があると認めたときは、救護本部と調整を図り救護活動を行うものとする。	2 乙は、前項に定める救護本部に参集する歯科医師等について、予め定めておくものとする。 3 前2項に定めるほか、市に災害対策本部が設置され、本部長（市長）が歯科医療活動の必要があると認めたときは、救護本部との連携を図り歯科医療活動を行うものとする。	3 乙は、第1項に定める救護本部に参集する者を、予め定めておくものとする。 4 乙は、前3項に定めるほか、市に災害対策本部が設置され、本部長（市長）が派遣等の必要があると認めたときは、救護本部との連携を図り派遣等を行うものとする。 5 乙は、甲から医薬品等の調達及び供給要請があった場合は、直ちに医薬品等を調達し、適正な価格で供給するものとする。
（搬送等） 第4条 前条第3項に定める医師等の搬送については、必要に応じ甲が行うものとする。	第5条第1項で規定	第4条で規定
（八千代市医師会医療救護対策本部の設置） 第5条 乙は、医療救護班の救護活動を円滑に行うため、八千代市医師会医療救護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。 2 前項の対策本部は救護本部内に設置し、本部長は医師会長とし、副本部長は副会長とする。 3 対策本部は医療救護班の活動を掌理するとともに、救護本部との連携を図り情報を共有するものとする。	規定なし	規定なし
（医療救護班の業務） 第6条 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 傷病者に対する応急処置 (2) 後方収容医療機関等への転送の可否及び転送順位の決定 (3) 死亡の確認 (4) 助産	（歯科医療班の業務） 第4条 歯科医療班は、救護所等において次に定める業務を行うものとする。 (1) 歯科医療に係わる応急処置 (2) 歯科診療記録等による被災者等の身元確認 (3) 重症病者に対する後方歯科医療施設への転送の可否及び転送順位の決定	規定なし

第4条で規定	(<u>歯科医師等の搬送</u>) 第5条 <u>第3条第3項に定める歯科医師等の搬送については、必要に応じ甲が行うものとする。</u> 2 <u>歯科医療活動に必要な医薬品等は、原則として乙が調達し搬送するものとする。</u>	(<u>搬送等</u>) 第4条 <u>前条第1項から第4項に定める薬剤師の搬送は、基本的に乙が行うものとする。</u> 2 <u>前条第5項に定める医薬品等の運搬については、基本的に甲が行うものとする。</u>
(<u>救護所の設置</u>) 第7条 甲は、防災計画に定められた災害医療地区病院に、乙の協力を得て1次救護所を設置する。 2 甲は、災害の状況に応じて必要と思われるときは、救護活動が可能な災害現場や避難場所等に、乙の協力を得て2次救護所を設置することができる。	規定なし	規定なし
(<u>重症病者の転送</u>) 第8条 <u>救護所から重症病者の後方収容医療機関への転送先は、基本的に八千代医療センター（災害拠点病院）とし、その搬送は甲が行うものとする。</u> 2 <u>前項に定めるほか、市域外への転送が必要と認める場合は、救護本部並びに千葉県災害医療本部等と調整を図り、転送先及びその手段を決定するものとする。</u>	(<u>後方歯科医療施設への転送</u>) 第6条 重傷病者の<u>後方歯科医療施設</u>への転送は、<u>甲、乙協議のうえ転送先を決定するもの</u>とし、その搬送は甲が行うものとする。	規定なし
(<u>医薬品等</u>) 第9条 救護活動に要する医薬品、衛生材料及び救護資器材(以下「医薬品等」という。)は、原則として甲が調達し搬送するものとする。ただし、当該準備が困難な場合は、甲の負担において乙が協力するものとする。 2 医薬品等の整備及び管理に関する必要な事項は、別に定めるものとする。 3 乙の救護活動における給食及び給水は、甲が行うものとする。	医師会協定の第1項は、第5条第2項で規定 医師会協定の第2項・第3項は、規定なし	医師会協定の第1項は、第3条第5項と第4条第2項で規定 医師会協定の第2項・第3項は、規定なし
(<u>合同訓練</u>)		

第10条 甲及び乙は、救護活動を円滑に行うため合同訓練を実施するものとする。 2 合同訓練の要請は、甲、乙相互に行うことができるものとし、併せて相互に協力するものとする。	規定なし	規定なし
(医療費) 第11条 救護所における医療費は、原則として次のとおりとする。 (1) 救護所での応急処置に係わる医療費は無料とする。 (2) 救護所において応急処置を実施後、病院等で入院、治療及び手術（以下「治療等」という。）を実施したとき、又は後方収容医療機関へ転送したときの医療費は患者負担とする。ただし、後方収容医療機関において再収容後、治療等を実施できず応急処置を実施した場合は無料とする。	(医療費) 第7条 歯科医療班が救護所等で行った業務の医療費は、原則として無料とする。 2 後方歯科医療施設での医療費の負担は、患者負担とする。	規定なし
(費用弁償等) 第12条 甲の要請に基づき、乙の指示により救護活動に従事した医師等に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。	(費用弁償等) 第8条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療活動に従事した歯科医師等に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。	(費用弁償等) 第5条 甲の要請に基づき、乙の指示により派遣された薬剤師の費用弁償等は、別に定めるものとする。
(災害補償等) 第13条 甲の要請に基づき、救護活動及び合同訓練に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。 2 甲は、乙が救護活動において活用した医療施設及び使用した医療資器材が破損した場合、実費弁償するものとする。	(災害補償等) 第9条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療活動に従事した歯科医師等が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。	(災害補償等) 第6条 甲の要請に基づき、乙の指示により派遣された薬剤師が業務中に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の例に準じて、甲が災害補償を行うものとする。

(医事紛争発生の措置) 第14条 この協定により実施した救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙との緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	(医事紛争発生の措置) 第10条 この協定により実施した歯科医療活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	(薬事紛争発生の措置) 第7条 甲の要請に基づき、乙の指示により派遣された薬剤師が、業務により患者との間に薬事紛争が発生した場合、甲は、乙と密接な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
(旧協定の失効) 第15条 平成20年3月28日締結の「災害時の医療救護活動に関する協定書」は、この協定の成立をもって失効するものとする。	(旧協定の失効) 第11条 平成8年5月8日締結の「災害時の歯科医療活動に関する協定書」は、この協定の成立をもって失効するものとする。	(旧協定書の失効) 第8条 平成8年5月8日締結の「災害時における薬剤師の派遣及び医薬品等の供給等に関する協定書」は、この協定の成立をもって失効するものとする。
(協議) 第16条 この協定に定めるほか必要な事項は、甲、乙協議して別に定めるものとする。	(協議) 第12条 この協定に定めない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。	(協議) 第9条 この協定に定めるほか必要な事項については、別に定めるものとする。
上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。	上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。	上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。
平成26年10月27日 甲 八千代市大和田新田312番地の5 八千代市 八千代市長 秋 葉 就 一 乙 八千代市ゆりのき台2丁目10番地 一般社団法人八千代市医師会 会長 椎 原 秀 茂	平成26年10月27日 甲 八千代市大和田新田312番地の5 八千代市 八千代市長 秋 葉 就 一 乙 八千代市ゆりのき台2丁目10番地 一般社団法人八千代市歯科医師会 会 長 陣 内 純	平成27年1月20日 甲 八千代市大和田新田312番地の5 八千代市 八千代市長 秋 葉 就 一 乙 八千代市ゆりのき台2丁目10番地 一般社団法人 八千代市薬剤師会 会長 秋 吉 恵 蔵

現在の「災害時の応急医療救護活動に関する覚書」の比較		
医師会	歯科医師会	薬剤師会
災害時の <u>応急医療救護活動</u> に関する覚書	災害時の <u>歯科医療活動</u> に関する覚書	災害時の <u>における薬剤師の派遣及び医薬品等の供給等</u> に関する覚書
八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人 <u>八千代市医師会</u> （以下「乙」という。）において、 <u>平成26年10月27日</u> 付けで締結した「災害時の <u>応急医療救護活動</u> に関する協定書」で定める事項に関し、次のとおり覚書を <u>締結</u> するものとする。	八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人 <u>八千代市歯科医師会</u> （以下「乙」という。）において、 <u>平成26年10月27日</u> 付けで締結した「災害時の <u>歯科医療活動</u> に関する協定書」（以下「協定」という。）で定める事項に関し、次のとおり覚書を <u>交換し相互にこれを遵守</u> するものとする。	八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人 <u>八千代市薬剤師会</u> （以下「乙」という。）において、 <u>平成27年1月20日</u> 付けで締結した「災害時の <u>における薬剤師の派遣及び医薬品等の供給等</u> に関する協定書」（以下「協定」という。）に定める事項に関し、次のとおり覚書を <u>交換し相互にこれを遵守</u> するものとする。
（報酬） 第1条 <u>応急医療救護活動従事医師に対する報酬</u> の額は、 <u>1回の出勤につき、次のとおり</u> とする。 (1) <u>医師</u> 「八千代市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」（昭和49年4月1日条例第1号）に定める「 <u>学校医師</u> 」の報酬額とする。 (2) <u>看護師等</u> <u>医師</u> の2分の1相当額とする。 2 1回の出勤 <u>時間</u> は、 <u>3時間</u> とする。ただし、 <u>3時間</u> を超え継続して <u>応急医療救護活動（以下「救護活動」という。）</u> に従事した場合は、1時間あたり単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。 3 <u>救護活動</u> が、午後5時から翌日午前9時に <u>わたる</u> 場合は、1時間 <u>単位</u> に次表により算出した額を加算した <u>額</u> とする。	（報酬） 第1条 <u>協定第8条に規定する歯科医療活動に従事した歯科医師等の報酬</u> の額は、 <u>次の区分による額とするもの</u> とする。 (1) <u>歯科医師</u> 「八千代市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」（昭和49年4月1日条例第1号）に定める「 <u>学校歯科医師</u> 」の報酬額 (2) <u>歯科医師以外の医療活動従事者（歯科助手等）学校歯科医師</u> の2分の1相当額 2 1回の出勤は3時間とする。ただし3時間を超え継続して <u>歯科医療活動</u> に従事した場合 <u>の歯科医師等の報酬</u> は、1時間あたり単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。 3 <u>歯科医療活動</u> が、午後5時から翌日午前9時に <u>渡る</u> 場合 <u>の歯科医師等の報酬</u> は、1時間 <u>あたり単価</u> に次表により算出した額を加算するものとする。	（報酬） 第1条 <u>協定第5条に規定する薬剤師の報酬</u> の額は、 <u>八千代市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年4月1日条例第1号）に定める「学校薬剤師」の報酬額とするもの</u> とする。 同条の本文で規定 (薬剤師以外の従事者は想定されていないため、2号の規定はなし) 2 1回の出勤は3時間とする。ただし、 <u>3時間</u> を超え継続して <u>薬事業務</u> に従事した場合 <u>の薬剤師の報酬</u> は、1時間あたり単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。 3 <u>薬事業務</u> が、午後5時から翌日午前9時に <u>渡る</u> 場合 <u>の薬剤師の報酬</u> は、1時間 <u>あたり単価</u> に、次表により算出した額を加算するものとする。

<table><tr><th>時 間</th><th>支 給 率</th></tr><tr><td>午前５時 ～ 午前９時</td><td><u>１ ２ ５</u></td></tr><tr><td>午後５時 ～ 午後１０時</td><td>１ ０ ０</td></tr><tr><td>午後１０時 ～ 午前５時</td><td><u>１ ５ ０</u> １ ０ ０</td></tr></table>	時 間	支 給 率	午前５時 ～ 午前９時	<u>１ ２ ５</u>	午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０	午後１０時 ～ 午前５時	<u>１ ５ ０</u> １ ０ ０	<table><tr><th>時 間</th><th>支 給 率</th></tr><tr><td>午前５時 ～ 午前９時</td><td><u>１ ２ ５</u></td></tr><tr><td>午後５時 ～ 午後１０時</td><td>１ ０ ０</td></tr><tr><td>午後１０時 ～ 午前５時</td><td><u>１ ５ ０</u> １ ０ ０</td></tr></table>	時 間	支 給 率	午前５時 ～ 午前９時	<u>１ ２ ５</u>	午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０	午後１０時 ～ 午前５時	<u>１ ５ ０</u> １ ０ ０	<table><tr><th>時 間</th><th>支 給 率</th></tr><tr><td>午前５時 ～ 午前９時</td><td><u>１ ２ ５</u></td></tr><tr><td>午後５時 ～ 午後１０時</td><td>１ ０ ０</td></tr><tr><td>午後１０時 ～ 午前５時</td><td><u>１ ５ ０</u> １ ０ ０</td></tr></table>	時 間	支 給 率	午前５時 ～ 午前９時	<u>１ ２ ５</u>	午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０	午後１０時 ～ 午前５時	<u>１ ５ ０</u> １ ０ ０
時 間	支 給 率																									
午前５時 ～ 午前９時	<u>１ ２ ５</u>																									
午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０																									
午後１０時 ～ 午前５時	<u>１ ５ ０</u> １ ０ ０																									
時 間	支 給 率																									
午前５時 ～ 午前９時	<u>１ ２ ５</u>																									
午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０																									
午後１０時 ～ 午前５時	<u>１ ５ ０</u> １ ０ ０																									
時 間	支 給 率																									
午前５時 ～ 午前９時	<u>１ ２ ５</u>																									
午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０																									
午後１０時 ～ 午前５時	<u>１ ５ ０</u> １ ０ ０																									
（医療品等の実費弁償） 第２条 <u>救護活動を行うにあたり、医師の所有する</u>医薬品、<u>衛生材料等</u>を使用した場合、甲がその実費を負担する。	（医療品等の実費弁償） 第２条 <u>甲は、乙が歯科医療活動で使用した</u>医薬品、<u>衛生材料等</u>の実費<u>相当額</u>を負担する<u>ものとする</u>。	（医薬品等の実費弁償） 第２条 <u>甲は、乙が応急医療救護活動において調達及び供給した</u>医薬品等について、実費<u>相当額</u>を負担する<u>ものとする</u>。																								
（協議） 第３条 この覚書に定めるほか必要な事項は、別に定めるものとする。	規定なし	規定なし																								
<u>平成２６年１０月２７日</u> 甲 八千代市大和田新田３１２番地の５ 八千代市 八千代市長 秋 葉 就 一 乙 八千代市ゆりのき台２丁目１０番地 一般社団法人<u>八千代市医師会</u> 会長 <u>椎 原 秀 茂</u>	<u>平成２６年１０月２７日</u> 甲 八千代市大和田新田３１２番地の５ 八千代市 八千代市長 秋 葉 就 一 乙 八千代市ゆりのき台２丁目１０番地 一般社団法人<u>八千代市歯科医師会</u> 会長 <u>陣 内 純</u>	<u>平成２７年１月２０日</u> 甲 八千代市大和田新田３１２番地の５ 八千代市 八千代市長 秋 葉 就 一 乙 八千代市ゆりのき台２丁目１０番地 一般社団法人<u>八千代市薬剤師会</u> 会長 <u>秋 吉 恵 蔵</u>																								

災害時の歯科医療活動に関する協定書に対する歯科医師会意見及び八千代市の見解	
災害時の歯科医療活動に関する協定書	歯科医師会意見・八千代市見解
災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が八千代市において発生した場合、必要な歯科医療活動を円滑に行うため、八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人八千代市歯科医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。	
（総則） 第１条 この協定は、八千代市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う応急医療救護活動（以下「救護活動」という。）における乙との歯科医療活動の協力に関し、必要な事項を定める。	
（要請） 第２条 甲は、防災計画に基づく救護活動における歯科医療活動を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し歯科医療班の派遣を要請することができるものとする。	【歯科医師会①】 ●歯科医療班の編成について次のように明記していただきたい。歯科医療班（歯科医師、歯科衛生士、歯科助手、事務職員等） ⇒【八千代市】明記するよう見直しをいたしますが、報酬に係わる部分となりますので、「等」でまとめなくて良いよう、考えられる構成員をお教えられると幸いです。
（要請への対応） 第３条 乙は、八千代市において震度６弱以上の地震を観測したとき、八千代市応急医療救護本部（以下「救護本部」という。）に自ら参集し、歯科医療活動を掌理するとともに、必要に応じて歯科医療班を編成し歯科医療活動を行うものとする。	【歯科医師会②】 ●１項において、「八千代市において震度６弱以上の地震を観測したとき」とありますが、「風水害や大規模災害が発生したとき」を加える必要はないでしょうか。 ⇒【八千代市】ご指摘のとおり、救護本部は、震度６弱以上の地震を観測したときだけでなく（自動設置）、災害対策本部長（市長）が救護本部の設置を必要と認めたとときにも設置され、この場合も貴会には救護本部に参集いただくこととなります。第３条は、救護本部への参集と救護所で歯科医療活動を行う歯科医療班についての両方が規定されており、分かりづらくなっているため、「八千代市応急医療救護本部」の規定を、ご指摘の内容を踏まえた形で別に新設します。

2 乙は、前項に定める救護本部に参集する歯科医師等について、予め定めておくものとする。 3 前2項に定めるほか、市に災害対策本部が設置され、本部長（市長）が歯科医療活動の必要があると認めたときは、救護本部との連携を図り歯科医療活動を行うものとする。	【歯科医師会③】 ●同じく1項において、八千代市応急医療救護本部はどこに設置されるのか、協定・覚書ともに記載がないので、明記すべきと思います。 ⇒【八千代市】救護本部の設置場所は、八千代市応急医療救護本部設置要領に規定されています。知っておくべき必要がある情報ですが、八千代市応急医療救護活動マニュアルにも記載されていることから、本協定・覚書内で明記することは見送りたいと考えます。 【歯科医師会④】 ●同じく1項において、「八千代市応急救護本部に自ら参集し、」とありますが、「派遣要請に基づき、八千代市応急救護本部に参集し、」にした方が参集の理由が明確になると思いますがいかがでしょうか？ ⇒【八千代市】市が貴会へ派遣要請を行う歯科医療班とは、本協定において、救護所で歯科医療活動を行う方々と解釈したいと思います。ご指摘にある「歯科医療活動」が市からの派遣要請に基づいて行われることは、明記するよう見直しを行い、救護本部の本部員として参集する歯科医師会の方々と混在しないよう、「八千代市応急医療救護本部」についての規定を別に新設します。 【歯科医師会⑤】 ●2項において「～歯科医師等について、予め定めておくものとする。」とありますが、その報告については必要ないのでしょうか？ ⇒【八千代市】ご提供をお願いします。
（歯科医療班の業務） 第4条 歯科医療班は、救護所等において次に定める業務を行うものとする。 (1) 歯科医療に係わる応急処置 (2) 歯科診療記録等による被災者等の身元確認 (3) 重症病者に対する後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定	【歯科医師会⑥】 ●救護所では、歯科用ユニット(ポータブルユニット含む)を用いるのか、それとも安頭台付きの椅子だけで処置を行うのか明らかにしていただきたい。 ⇒【八千代市】救護所等には歯を治療するための資機材が備わっていないため、ポータブルユニットをご持参いただいてのご対応をお願いできればと考えております。

(歯科医師等の搬送) 第5条 第3条第3項に定める<u>歯科医師等の搬送</u>については、必要に応じ甲が行うものとする。 2 歯科医療活動に必要となる医薬品等は、原則として乙が調達し搬送するものとする。	【歯科医師会⑦】 ●歯科医師等の搬送とは、具体的にどのように行うのか教えていただきたい。 ⇒【八千代市】<u>歯科医療活動を行う歯科医師等について、市の職員が運転する公用車等に同乗いただき、歯科医療活動が必要な場所まで搬送します。</u>
(後方歯科医療施設への転送) 第6条 重傷病者の後方歯科医療施設への転送は、甲、乙協議のうえ転送先を決定するものとし、その搬送は甲が行うものとする。	
(医療費) 第7条 歯科医療班が救護所等で行った業務の医療費は、原則として無料とする。 2 後方歯科医療施設での医療費の負担は、患者負担とする。	
(費用弁償等) 第8条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療活動に従事した歯科医師等に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。	
(災害補償等) 第9条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療活動に従事した歯科医師等が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。	
(医事紛争発生の措置) 第10条 この協定により実施した歯科医療活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	
(旧協定の失効) 第11条 <u>平成8年5月8日</u>締結の「災害時の歯科医療活動に関する協定書」は、この協定の成立をもって失効するものとする。	【歯科医師会⑧】 ●平成8年5月8日→平成26年10月27日 ⇒【八千代市】<u>見直し時に変更します。</u>

(協議) 第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。	
上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。	
平成26年10月27日 甲 八千代市大和田新田312番地の5 八千代市 八千代市長 秋 葉 就 一 乙 八千代市ゆりのき台2丁目10番地 一般社団法人八千代市歯科医師会 会 長 陣 内 純	【歯科医師会⑨】 ●締結の日付並びに甲乙の氏名の変更 ⇒【八千代市】見直し時に変更します。

災害時の歯科医療活動に関する覚書に対する歯科医師会意見及び八千代市の見解									
災害時の歯科医療活動に関する覚書	歯科医師会意見・八千代市見解								
八千代市（以下「甲」という。）と一般社団法人八千代市歯科医師会（以下「乙」という。）において、平成２６年１０月２７日付けで締結した「災害時の歯科医療活動に関する協定書」（以下「協定」という。）で定める事項に関し、次のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。									
（報酬） 第１条 協定第８条に規定する歯科医療活動に従事した歯科医師等の報酬の額は、次の区分による額とするものとする。 （１） 歯科医師 「八千代市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」（昭和４９年４月１日条例第１号）に定める「学校歯科医師」の報酬額 （２） 歯科医師以外の医療活動従事者（歯科助手等） 学校歯科医師の２分の１相当額 ２ １回の出勤は３時間とする、ただし、３時間を超え継続して歯科医療活動に従事した場合の歯科医師等の報酬は、１時間あたり単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。 ３ 歯科医療活動が、午後５時から翌日午前９時に渡る場合の歯科医師等の報酬は、１時間あたり単価に次表により算出した額を加算するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 間</th><th>支 給 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前５時 ～ 午前９時</td><td>１ ２ ５</td></tr> <tr> <td>午後５時 ～ 午後１０時</td><td>１ ０ ０</td></tr> <tr> <td>午後１０時 ～ 午前５時</td><td>１ ５ ０ １ ０ ０</td></tr> </tbody> </table>	時 間	支 給 率	午前５時 ～ 午前９時	１ ２ ５	午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０	午後１０時 ～ 午前５時	１ ５ ０ １ ０ ０	【歯科医師会⑩】 ●昭和４９年４月１日条例第１号とありますが、改正年月日については関係ないのでしょうか？ ⇒【八千代市】条例の制定年月日の引用となります。 【歯科医師会⑪】 ●歯科医師以外の医療活動従事者の（ ）書きの中は次のようにしていただきたい。（歯科衛生士、歯科助手、事務職員等） ⇒【八千代市】明記するよう見直しをいたしますが、報酬に係わる部分となりますので、「等」でまとめなくて良いよう、考えられる構成員をお教えいただけると幸いです。
時 間	支 給 率								
午前５時 ～ 午前９時	１ ２ ５								
午後５時 ～ 午後１０時	１ ０ ０								
午後１０時 ～ 午前５時	１ ５ ０ １ ０ ０								

(医療品等の実費弁償) 第2条 甲は、乙が<u>歯科医療活動で使用した医薬品、衛生材料等の実費相当額を負担する</u>ものとする。	【歯科医師会⑫】 ●医療品等の実費弁償について、歯科医療活動とはどこまでを指すのか教えていただきたい。 ⇒【八千代市】<u>協定第4条で規定する歯科医療班業務と考えております。</u>
<u>平成26年10月27日</u> 甲 八千代市大和田新田312番地の5 八千代市 八千代市長 <u>秋 葉 就 一</u> 乙 八千代市ゆりのき台2丁目10番地 一般社団法人八千代市歯科医師会 会 長 <u>陣 内 純</u>	【歯科医師会⑬】 ●締結日付並びに甲乙の氏名の変更 ⇒【八千代市】<u>見直し時に変更します。</u>
—	【歯科医師会⑭】 ●報酬に加え、歯科医療班の派遣・出勤に要した費用の記載が必要と思われます。 (※協定書の第5条 歯科医師等の搬送との兼ね合い) ⇒【八千代市】<u>歯科医療班の派遣・出勤していただくことへの報酬が第1条に規定する額となります。</u> <u>協定書の第5条の歯科医師等の搬送は、市職員が必要に応じて救護所等まで搬送することについての規定となりますが、自力で救護所等まで行く際に要した旅費については実費相当額を負担することを新たに規定します。</u>